

阿見町国土強靱化地域計画 (第2次計画)



令和 6 年 3 月
阿 見 町

I 計画策定の趣旨、位置付け	1
1.計画策定の趣旨.....	1
2.基本目標.....	1
3.計画の位置づけ	1
4.計画の期間.....	2
5.地域防災計画との役割分担	2
6.計画策定の基本方針.....	2
II 阿見町の現状.....	3
1.自然環境の特性.....	3
2.社会経済の情勢	4
3.災害履歴.....	4
4.被害想定.....	7
III 脆弱性評価のためのリスクシナリオの設定	8
1.脆弱性評価の考え方.....	8
2.「国土強靱化地域計画」策定・見直し・推進等の基本的プロセス	9
IV リスクシナリオから見た脆弱性評価とリスク回避のための施策方針.....	10
1.あらゆる自然災害に対し、直接死の最大限防止	10
2.救助救急、医療活動、被災者の健康・生活環境の確保、災害関連死の最大限防止.....	21
3.職員、施設等の被災による行政機能の大幅な低下	32
4.サプライチェーン寸断による企業活動の停滞	37
5.ライフラインの確保と早期復旧	40
6.廃棄物処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ	44
V 施策分野の設定	49
VI 計画の推進と進捗管理	50
1.施策の重点化の設定	50
2.重要業績指標(KPI)の設定.....	51
3.PDCAサイクル確行の徹底	52

I 計画策定の趣旨、位置付け

1. 計画策定の趣旨

国は、東日本大震災を教訓に、大規模自然災害等の多様な危機を想定し備えることの重要性を認識し、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）を公布・施行し、平成26年6月に同法に基づき、国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しました。

また、茨城県においても、県の強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進するため、平成29年2月に「茨城県国土強靱化計画」（以下「県計画」という。）を策定しました。

このような動きを踏まえ、阿見町は大規模自然災害等から町民の生命、身体及び財産を保護し、町域の致命的な被害を回避し、迅速な復旧復興を可能にする施策等を計画的に推進するため「阿見町国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定することになりました。

2. 基本目標

計画策定の趣旨を踏まえ、強くしなやかな（＝強靱な）町づくりを推進します。

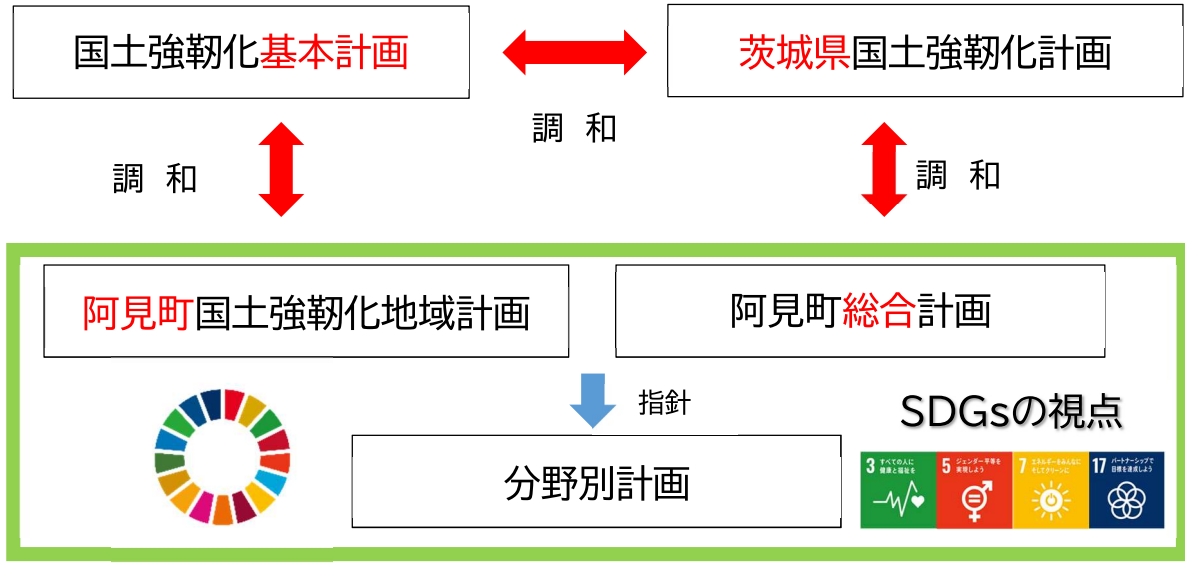
いかなる災害等が発生しようとも

1. 人命の保護が最大限図られること
2. 町政及び町域の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
3. 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
4. 迅速な復旧復興が図られる

ことを基本的な方針とする。

3. 計画の位置づけ

本計画は、「国土強靱化基本法」第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として策定するものであり、「阿見町総合計画」、各部等が策定している「各分野の諸計画」等における強靱化に係る事項の「指針となる計画」として位置付けられます。



4.計画の期間

本計画は、2024年度(令和6年度)から2028年度(令和10年度)までの5年間とします。

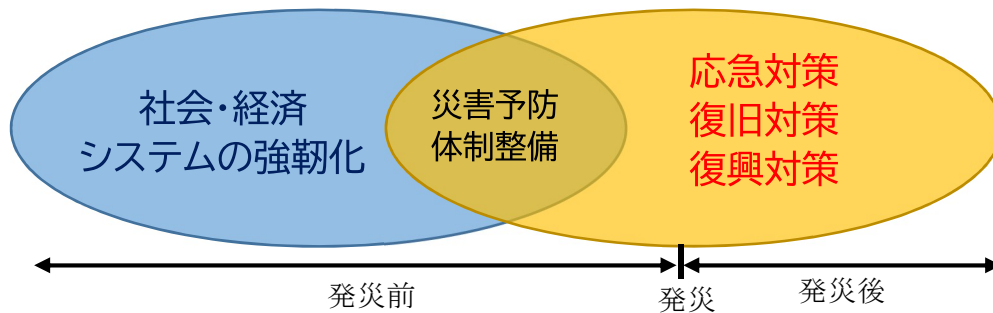
5.地域防災計画との役割分担

「地域防災計画」とは、地震や風水害などの災害に備えた業務を定めた計画であり、発災後の応急対策や復旧・復興についても範囲としています。一方、「国土強靱化地域計画」とは、地方公共団体の状況に応じて、発災後のあらゆるリスクを想定(リスクシナリオの設定)しつつ、平時(発災前)の備えを中心に包括的な対策を講じるものであり、従来の狭義の「防災」の範囲を超え、非常時のみならず平時における「まちづくり」の視点をも含めた、強靱化に係る総合的な計画です。

この二つの計画は、地方公共団体として総力をあげて危機に対応するために必要不可欠な計画であり、それぞれの計画目的に基づき、計画の「役割分担」を図りつつ運用されます。

国土強靱化地域計画

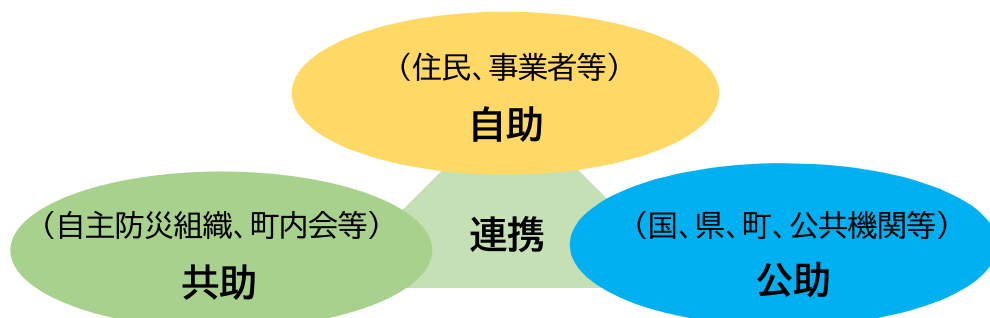
地域防災計画



6.計画策定の基本方針

- ① 防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保などのハード対策と、訓練・防災教育などのソフト対策を、災害リスクや地域の状況に応じて適切に組み合わせ、効果的に施策を推進するための体制を早急に整備する施策を推進します。
- ② 災害に備えるには、自分でできること(自助)、近所や地域で助け合うこと(共助)、政府や自治体などが支援すること(公助)の三つが必要になります。それぞれの役割を明確にし、適切な連携、役割分担の下、施策を推進します。
- ③ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される取組を推進します。

例えば、無電柱化(災害時:電柱倒壊防止等、平時:景観向上等)のように、平時においても利活用等が図られ、町民にとっての利便性の増進が期待できるかという点や、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮される施策となるよう留意します。



II 阿見町の現状

1. 自然環境の特性

位置

本町は茨城県南部に位置し、我が国第2位の面積を誇る霞ヶ浦の南側に面しており、東京から約60km、県都水戸から約40kmに位置し、西は、つくば市、東は美浦村、南は牛久市及び稲敷市、北は土浦市に隣接しています。

町内にはJR常磐線、常磐自動車道、首都圏中央連絡自動車道 IC2 箇所、国道125号等の広域的道路が整備され、東西南北の交通の利便性が確保されています。

地勢

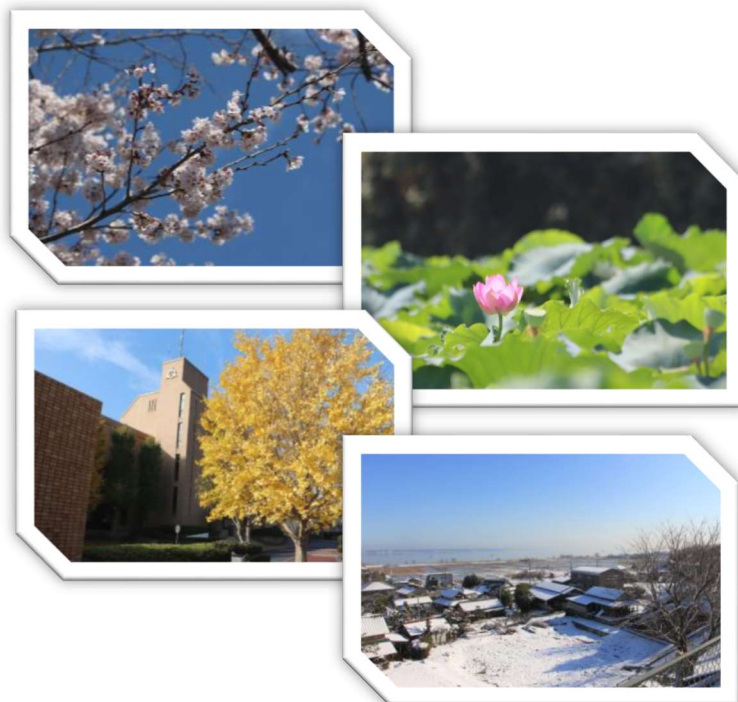
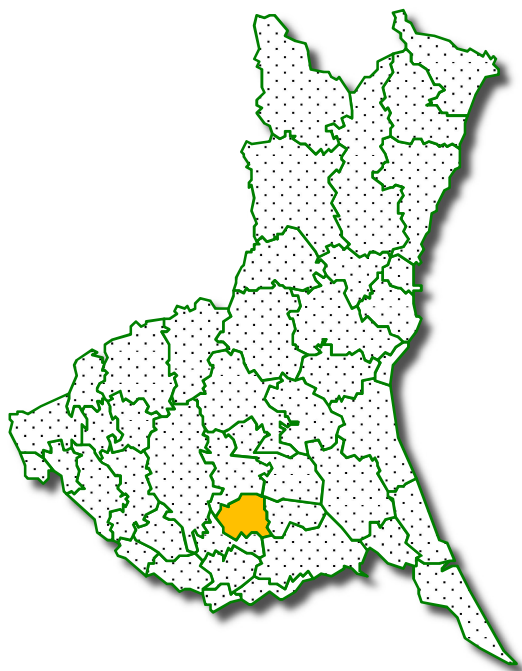
総面積は71.40km²(湖水面6.50km²を含む。)、東西に約11km、南北に約9kmの広がりを持ち、平均海拔は約21mと概ね平坦な地形となっています。

谷津が台地部に複雑に入り組んだ地形が特徴で、台地を刻む谷沿いには5m前後の段丘崖が分布しており、台地部を中心に市街地が形成されており、霞ヶ浦の湖岸沿いは沖積層の低湿地であり、中央から西部、南部にかけては関東ローム層の稲敷台地(主に畑、山林)で構成されています。

町内には花室川、乙戸川、清明川、桂川の4河川が流れ、桂川の一部の区間は準用河川(町管理)となっています。

気象

本町の気候は、冬に北西の季節風が吹き乾燥しますが降雪も比較的少なく、年間を通じて比較的温暖な気候です。年間平均気温は14.4℃、年間降水量は約1,200mm、平均風速は約1.4m/sです。



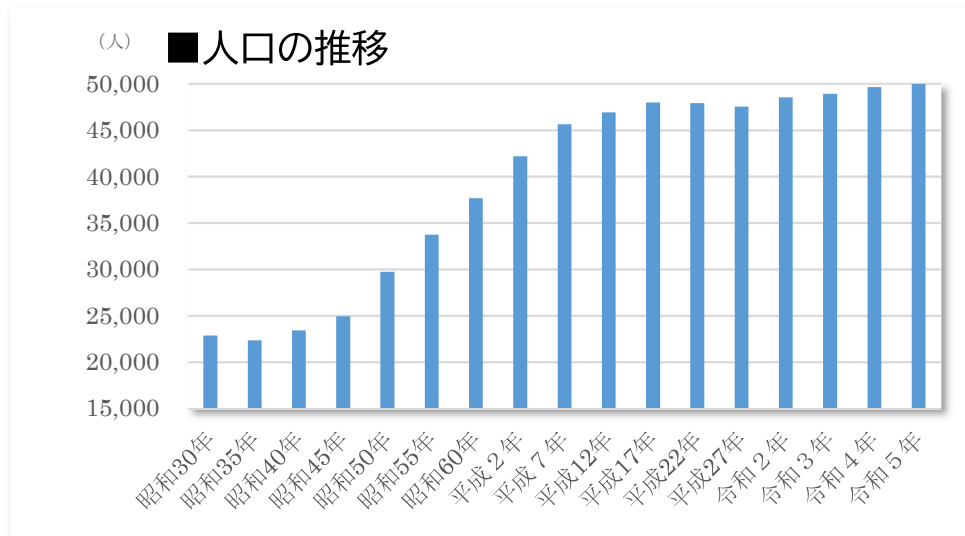
2. 社会経済の情勢

人口

本町の人口の推移は、昭和30年(1955年)、人口22,852人の町として町村合併して以来、昭和40年(1965年)以降の住宅団地開発、土地区画整理事業等により、平成7年(1995年)までは急増し、2020年の国勢調査を境に上昇から横ばいに転じていましたが、近年では再び増加傾向になっており、2023年には常住人口5万人を達成しました。

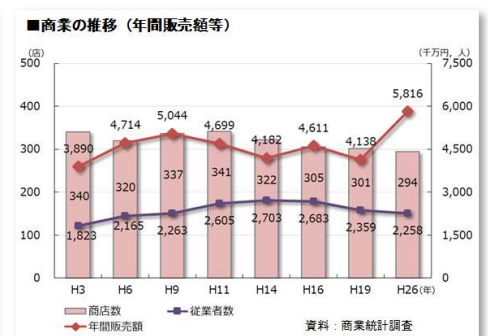
人口動態は、近年、社会増減(転出入)、自然増減(出生死亡)ともに減少しており、世帯数は増加傾向にあるが、単身世帯が増加しています。

人口構成は、0歳から14歳の割合が減少し、65歳以上が急増しており、少子化より高齢化が顕著になっている。また、15歳から64歳の生産年齢人口の減少も顕著になっています。



産業

産業の状況は、農業は減少傾向にあるとともに、工業は事業所数、製造品出荷額、従業者数ともに減少傾向であり、商業は年間販売額は増加していますが、商店数、従業者数には減少傾向が見られます。



3.災害履歴

地震

県南西部は、マグニチュード5～6程度の地震が数年周期で発生しており、その大半は関東地方の下に沈み込む「フィリピン海プレート」や「太平洋プレート」に関する地震活動によるものです。

過去の地震履歴

年号・西暦	震源	地震名	被害・マグニチュード
明治28年 1895年	霞ヶ浦付近	霞ヶ浦付近の地震	死者4人 M7.2
大正10年 1921年	阿見町付近	龍ヶ崎付近の地震	M7.0
大正12年 1923年	相模湾から房総半島南東沖	関東地震 (関東大震災)	死者・行方不明者5人 M7.9
昭和58年 1983年	茨城県南部	茨城県南部の地震	M6.0
平成17年 2005年	茨城県南部	茨城県南部の地震	M5.3

近年の地震履歴

年号・西暦	震源	地震名	被害・マグニチュード
平成23年 2011年	太平洋 三陸沖	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	Mw※9.0 人的被害:2人 (死者1人) (軽傷1人) 家屋被害:1,675棟 (半壊26棟) (一部損壊1,649棟) 塀等被害:531箇所 水道等被害:14箇所 道路等被害:66箇所

※Mw(モーメントマグニチュード)は地震を起こした断層運動の強さから算出される地震モーメントという値に基づいて計算されるマグニチュードです



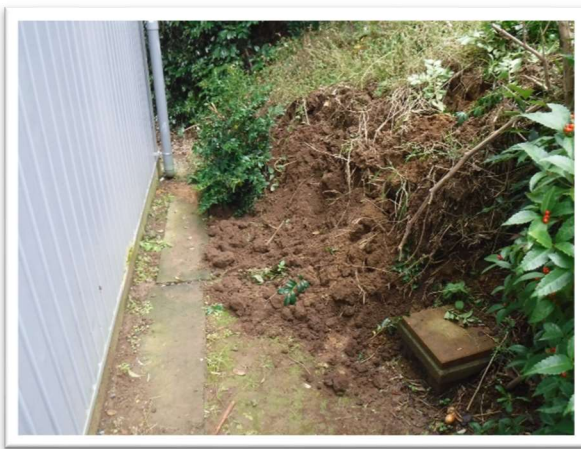
風水害

過去の風水害

本町における過去の大規模の風水害は、霞ヶ浦の氾濫によるものであり、昭和13年(1938年)6月から7月の洪水では、10日間浸水し低地の水田等が大きな被害となりました。

近年の風水害

近年の風水害は、豪雨、台風等による小規模な内水氾濫、河川の越水、がけ崩れ、倒木、停電、停電に起因する断水等であり、家屋被害、道路被害等が数件、毎年発生しています。



4.被害想定

地震

※Mw(モーメントマグニチュード)……マグニチュード(Mj)より精度が高い値

地震想定	地震規模	町内の最大震度
首都直下のM7クラスの茨城県南部地域に影響のある地震 【※茨城県南部地震】 【茨城・埼玉県境地震】	Mw7.3	震度6弱
プレート内で発生する地震 【太平洋プレート内地震】	Mw7.5	震度6弱
茨城県沖から房総半島沖で発生する海溝型地震 【茨城県沖・房総半島沖地震】	Mw8.4	震度6弱

※茨城県南部地震 被害想定より(茨城県HP)

		冬深夜	夏12時	冬18時
建物	全壊・焼失	70棟	70棟	80棟
	半壊	760棟	760棟	760棟
人的	死者	10人	10人	10人
	負傷者(うち重傷者)	110(10)人	80(10)人	90(10)人
		直後・当日	1週間後	1か月後
避難者(うち避難所)		2,300(1,400)人	3,200(1,600)人	1,700(510)人
ライフライン	停電(率)	27,000軒(90%)	0軒(0%)	—
	断水(率)	39,000人(95%)	12,000人(28%)	1,500人(4%)
	下水道支障(率)	30,000人(90%)	10人(*%)	*人(*%)
	都市ガス供給停止(率)	3,300戸(100%)	1,800戸(53%)	760戸(23%)
	固定電話不通(率)	4,500回線(90%)	*回線(*%)	—
災害廃棄物		25,500トン		

「*」は、わずかという意味である。

風水害

風水害想定	浸水想定水深	対象行政区
霞ヶ浦に起因する水害	0.5m未満～3.0m未満	立ノ越、廻戸 大室、掛馬 上島津、下島津
桜川に起因する水害	0.5m未満～3.0m未満	立ノ越
土砂災害	土砂災害の警戒が必要な行政区	
	立ノ越、青宿、新町、霞台、廻戸 大室、曙東、竹来、南島津、追原、塙	

Ⅲ 脆弱性評価のためのリスクシナリオの設定

1.脆弱性評価の考え方

基本法第 17 条第 1 項の規定に基づき、大規模自然災害等に対する「脆弱性の分析・評価(以下「脆弱性評価」という。)」の結果を踏まえ、国土強靱化に必要な施策の推進方針が定められており、本計画においても、以下の手順により「脆弱性評価」を行い、強靱化のための推進方針を策定します。

想定するリスク

基本計画及び県計画と同様に大規模自然災害を対象とし、本町においても地域防災計画や地域の特性を踏まえ、大規模地震、台風や竜巻の風水害等の「大規模自然災害全体」を想定します。

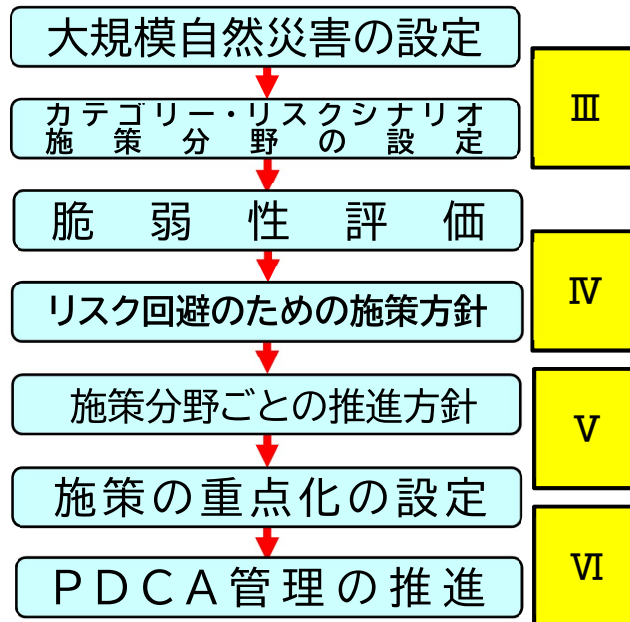
リスクシナリオ（最悪の事態）の設定

「脆弱性評価」は、「リスクシナリオ」を想定した上で行うと規定されており、「基本計画」や「県計画」との調和、整合等に留意しつつ、本町の地域特性を踏まえ大規模自然災害に対して 6 項目の「事前に備える目標(カテゴリー)」に区分するとともに、19 項目の「リスクシナリオ」を設定します。

事前に備える目標 (カテゴリー)	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)
1 あらゆる自然災害に 対し、直接死の最大限 防止	1-1 地震による家屋等倒壊による死傷者の多数発生
	1-2 風水害・土砂災害による死傷者の多数発生
	1-3 大規模火災による死傷者の多数発生
	1-4 情報伝達の不備に起因する死傷者の発生
2 救助救急、医療活動 被災者の健康・生活環 境の確保、災害関連死 の最大限防止	2-1 食料、生活必需品、エネルギー供給等の長期供給停止
	2-2 救助救急、医療活動の長期停滞、停止
	2-3 帰宅困難者の多数発生
	2-4 被災地における感染症等の大量発生
	2-5 避難所運営の不備による生活環境の悪化、災害関連死の発生
3 必要不可欠な行政機 能の確保	3-1 職員、施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4 経済活動の機能維持	4-1 サプライチェーン寸断による企業活動の停滞
	4-2 食料等の安定供給の停滞
5 ライフラインの確保と 早期復旧	5-1 ライフラインの長期機能停止
	5-2 地域交通ネットワークの分断・途絶
	5-3 情報通信の麻痺・長期停止
6 迅速な復旧・復興	6-1 廃棄物処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
	6-2 人材不足に起因する復旧・復興の大幅な遅れ
	6-3 地域コミュニティ崩壊、治安悪化等による復旧・復興の遅れ
	6-4 地域交通ネットワークの機能停止による復旧・復興の大幅な遅れ

2. 「国土強靱化地域計画」策定・見直し・推進等の基本的プロセス

「国土強靱化地域計画」の策定、見直し、推進等の基本的なプロセスは下記のとおりです。



IV リスクシナリオから見た脆弱性評価とリスク回避のための施策方針

設定した「起きてはならない最悪の事態」である「リスクシナリオ」に対し、以下のとおり本町の脆弱性を評価、分析し、リスクを回避するための「施策方針」を示します。

1.あらゆる自然災害に対し、直接死の最大限防止

リスクシナリオ 1-1 地震に起因する家屋倒壊等による死傷者の多数発生

脆弱性評価

地域特性	<p>本町は、大規模地震による甚大な被災経験はないが、首都直下地震等の大規模地震発生の切迫性に鑑み、家屋倒壊、ブロック塀崩壊、崖崩れ、液状化、火災等による被害が予想されることから、大規模地震に対する強靱化を、スピード感をもって推進する必要がある。</p> <p>1 地形 山間部、大河川等もなく概ね平坦地であるが、高さ数メートルの谷津が台地部に段丘崖を形成し、霞ヶ浦の湖岸沿いは低湿地である。また花室川、清明川、桂川、乙戸川の4河川が流れており、霞ヶ浦湖岸沿い、河川流域沿いの地形強度は、地震ハザードマップ、過去の地図等から判断し強くはないと思われる。またハス田、田畑が点在しているとともに、過去にハス田、田畑であった土地を埋め立てた住宅地域等もあり、これらの地域の地形強度は不透明であり、家屋等の倒壊、液状化、崖崩れ等の被害が発生する恐れがある。</p> <p>2 気象 降雪も少なく年間を通じ比較的温暖な気候であるが、地球温暖化による自然環境の変化等の影響も相まって、毎年台風等の風水害による小規模な被害が発生しており、大規模地震発生後における風水害は、複合災害となり被害が拡大する恐れがある。</p> <p>3 人口分布 人口分布は、西部の荒川本郷市街地、北部の阿見市街地、南平台市街地に集中しており、大規模地震による被害が増大する恐れがあるとともに、人口が少ない地域は道路寸断、落橋等により孤立等も予想される。</p> <p>4 市街地整備 荒川本郷市街地の整備が更に進展するとともに、阿見吉原市街地の整備も着実に進んでいる状況にあり、局地的な人口集中、住宅密集等が予想されることから、強靱化と並行した市街地整備が必要である。</p> <p>5 ライフライン (1) 電気 台風等による停電の発生頻度が高く、また平素においても停電が発生することもあることから、本町は停電に対しやや脆弱であると推測する。</p> <p>(2) 上下水道 給水の普及、公共下水道の普及、水道管の耐震化等も完全ではなく、また井戸を使用している地域も点在しており、断水発生も予想されることから、上下水道の更なる強靱化を図る必要がある。</p>
------	---

	<p>(3) ガス 都市ガスとプロパンガスが混在しているが、都市ガスの整備が進んでいることから、都市ガスに被害があった場合は、復旧に時間を要し、中長期にガスの供給が停止する恐れがある。</p> <p>6 脅威となる地震 脅威となる地震は、「茨城県地震被害想定調査結果」から下記のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 茨城県南部の地震 ② 茨城・埼玉県境の地震 ③ 太平洋プレート内の地震(北部) ④ 太平洋プレート内の地震(南部) ⑤ 茨城県沖から房総半島沖にかけての地震 <p>また、町は首都直下地震緊急対策地域に指定されており、大規模地震に対する総合的な強靱化を推進する必要がある。</p>
<p>体制等</p>	<p>【1-1-1 住宅等建物の耐震化等】</p> <p>1 住宅等の耐震化等 住宅等の耐震化は87%となるが、老朽化した家屋等も存在しており、住宅の更なる耐震化を推進するとともに、液状化調査、急傾斜地、崖の強化等の強靱化を図る必要がある。また高齢化等に起因し、耐震診断等が低調であるため、その活性化等のための施策等の検討とその具体化が必要である。</p> <p>2 既存不適格のブロック塀等の対策 既存不適格のブロック塀等も多数存在しており、「阿見町ホームページ」、チラシ等で安全点検要領等を周知しているが、有効な対策を検討してその具体化を図り、強靱化を推進する必要がある。</p> <p>【1-1-2 町有施設等の耐震化、長寿命化、防災拠点化、電源確保】</p> <p>1 町有施設等の耐震化 役場庁舎、学校、公民館等の町有建築物等の耐震化は100%完了し建物本体は堅固であるが、地盤強度、建物の附属設備等に不備がある可能性もあることから、耐震化の維持補修のほか、建物本体以外の附属設備等の強靱化も必要である。</p> <p>2 町有施設等の長寿命化 役場庁舎、学校、町営住宅等を長期かつ有効に維持運用するため、「公共施設等総合管理計画」に基づき、予算確保等との整合を図りつつ、計画的に各種施設の長寿命化を図る必要がある。</p> <p>3 業務継続等のための電源確保 役場庁舎、水道事務所及び総合保健福祉会館は、有効な自家発電機能を具備しており、業務継続等のための電源は確保できるが、学校、公民館等には自家発電機能が無く、特に指定避難所に指定されている施設には、避難所運営等のための自家発電機能の整備、発電機の増加等が必要である。</p>

【1-1-3 多人数利用の民間施設等の耐震化等】

公共施設以外の多人数が利用する民間の特定建築物、福祉施設等に対する対策等も必要である。

【1-1-4 空家対策】

空家は、老朽化による家屋倒壊等、隣接住宅等に影響を及ぼすことが予想されるとともに、倒壊による道路寸断等も考えられることから、その対策を検討することが必要である。また大規模地震のみならず、台風等の風水害に係る防災対策も必要である。

【1-1-5 市街地整備】

市街地整備が進展することにより、局地的な人口増加、住宅密集等が予想されることから、強靱化と並行した市街地整備が必要であり、特に道路の整備は救出救助、火災の消火活動等の観点からも対策を講じる必要がある。

【1-1-6 液状化・地盤等の情報共有】

1 液状化

地震ハザードマップ、過去の地図等から判断し、地盤強度が脆弱な地域が点在しており、また過去にハス田、田畑であった土地を埋め立てた住宅地域等もあることから諸所に液状化が発生する恐れがあることから、「液状化ハザードマップ」を広く周知し、液状化による被害の局限を図る必要がある。

2 地盤情報等

本町は、過去にハス田、田畑であった土地を埋め立てた住宅地域、切盛均衡等により造成した地域も存在することから、「地震ハザードマップ(揺れやすさマップ)」、「盛土造成地マップ」等を周知する必要がある。

リスク回避のための施策方針

【1-1-1 住宅等建物の耐震化等】

1 住宅等の耐震化等

「住宅・建築物安全ストック形成事業」を活用した木造住宅の耐震診断、建替え補助等に関する情報をあらゆる手段を講じて発信するとともに、耐震改修に係る啓発活動等を実施して、更なる耐震化等の推進を図り、併せて液状化調査、崖崩れ防止措置等の実施の可否、適否を検討する等により住宅等の建物を強靱化し、被害の局限を図る。

2 既存不適格のブロック塀等の対策

既存不適格のブロック塀等の安全点検要領等の情報発信を継続するとともに、対策のための補助、助成等について検討し、対策の具体化を図る。

【1-1-2 町有施設等の耐震化・長寿命化、防災拠点化、電源確保】

1 町有施設等の耐震化、附属設備等の安全化等

既に耐震化を完了した役場庁舎、学校等の町有建築物等の維持補修等を図るとともに、建築物本体のみならず、地盤、附属設備等の安全性を点検し、不備事項の対策を講じ、町有特定建築物全体の耐震化の向上を図る。

2 町有施設等の長寿命化

町有建築物等を長期かつ有効に維持運用するため、「公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的な各施設の長寿命化を図る。

3 業務継続等のための電源確保

学校、公民館等の指定避難所に対する自家発電機能の整備、発電機の増加等を推進し、業務継続のための電源を確保する。

【1-1-3 多人数利用の民間施設の耐震化等】

1 特定建築物

特定建築物を管理する病院、教育施設、事業所等に対し、的確な助言等により耐震化等の促進を図る。

2 福祉施設

民間の福祉施設を管理する事業所等に対し、施設の耐震化に係る情報を提供する等により、耐震化等の促進を図る。

3 民間保育施設

民間の保育施設については、国、県の補助を最大限に活用し、耐震化、改築等の支援を検討、推進し、施設等の安全化を図る。

【1-1-4 空家対策】

町内の空家に係る情報収集し、情報を累積するとともに、老朽化した空家は適時点検する等の措置を講じ、家屋倒壊等の未然防止を図る。

【1-1-5 市街地整備】

1 強靱化と並行した市街地整備の推進

本町の強靱化に留意しつつ、強靱化と並行した市街地整備に努め、災害に強い強靱な市街地の整備を推進する。

【1-1-6 地盤等の情報共有】

1 液状化対策の推進

「液状化ハザードマップ」の周知により被害の局限を図る。

2 地盤情報等の周知

「地震ハザードマップ(揺れやすさマップ)」・「盛土造成地マップ」を周知、地盤に係る情報提供に留意し、被害の局限を図る。

リスクシナリオ 1-2 風水害・土砂災害による死傷者の多数発生

脆弱性評価

地域特性	<p>過去に霞ヶ浦の氾濫による浸水被害、清明川に架かる橋梁の流失、局地的な土砂災害等の被害を受けており、近年においては自然環境の変化に相まって、毎年小規模ではあるが、家屋等被害、崖崩れ、道路冠水、倒木、停電、断水等が発生している現状である。また地球温暖化等の影響から台風の巨大化、線状降水帯、停滞前線等により、風水害、土砂災害等の発生頻度の増大、被害拡大が予想されること等に鑑み、町の強靱化を、スピード感をもって推進する必要がある。</p>
体制等	<p>【1-2-1 風水害等に対する警戒体制・避難体制】</p> <p>1 風水害に係る情報の周知 平素から阿見町洪水ハザードマップ、阿見町ホームページ、広報あみ、あみメール等の複数手段により風水害に係る情報を提供するとともに、各種防災訓練等の場における情報の提供にも留意しているが、完全な伝達は困難であることから、町公民館、各行政区等における中規模な「防災講座」、「マイ・タイムライン作成」等の事業を推進する等により、風水害に係る情報の周知を図ることが必要である。</p> <p>2 情報伝達体制(態勢)の整備 あみメール、エリアメール、防災行政無線等の複数手段により情報の周知を図っているが、確実な伝達には様々な制約があることから、防災行政無線の増設・換装、ソーシャルメディア等による情報伝達手段の増加等の対策を講じ、確実に情報伝達ができる体制(態勢)を整備する必要がある。また民間報道機関等を最大限に活用する事も重要である。</p> <p>3 要配慮者利用施設、家庭的保育事業所等の避難体制の整備 「要配慮者利用施設」及び「家庭的保育事業所」に対し実効性ある「避難確保計画」の策定を促すとともに、最悪の事態に備え要配慮者、乳幼児等の避難を受入れる体制(態勢)を整備することも重要である。今後新たな施設整備、施設改修等を行う場合等、避難受入等の強靱化を考慮し、中長期を見据えつつ各種事業を推進することが重要である。</p> <p>4 水防力の強化等 霞ヶ浦地区水防訓練(3市町村合同訓練)に積極的に参加し、消防団の水防力の向上を図るとともに、稲敷広域消防本部との連携を強化する等、風水害に対する水防力を向上させることが重要である。特に消防団員の技術の向上とボトムアップを図る必要がある。</p> <p>【1-2-2 防災・減災対策】</p> <p>1 汚水処理施設の対策 本町は、主として「農業集落排水」及び「公共下水道排水」の併用により汚水処理を行っているが、「農業集落排水」については、乙戸川、清明川の流域近傍に位置していることから、この2河川の越水等により汚水処理施設が被災する可能性はあると思われる。このため「長寿命化計画」等の策定により長寿命化を図るとともに、「公共下水道排水」への一本化等について、中長期的な対策が必要である。</p> <p>2 農業水利施設の対策 農業用の「用水路」は、台風等の降雨による越水、浸食が発生しており、適宜の維持補修が必要であるとともに、「揚水・排水機場」についても冠水等により故障する可能性があ</p>

り、町域の「農業水利施設」は、風水害に対し脆弱であると思われる。また農業水利施設の対策は、農家の減少等との現状を踏まえつつ、施設の強靱化を図る必要がある。

3 各種排水設備の対策

台風等の降雨による住宅浸水、道路冠水等は、気候変動の影響等により降水量が排水処理能力を超えている現状にあるとともに、各種排水の維持補修の不備等に起因しているものと推測され、現状の「雨水を流すこと」を重視した排水には限界があり、浸透、貯水・調節等に発想を転換し、新技術を導入する等、地球温暖化に伴う気候変動に機敏に対応することが必要である。

このため、貯留・調節施設の付帯、浸透性舗装等の道路整備、排水設備の設計見直し、冠水する道路のかさ上げ等を併用し、強靱化を意識した道路整備、市街地整備等が必要である。

4 河川の対策

町域を流れる花室川、清明川、桂川、乙戸川の4河川は、流水幅が狭く、川底も浅いことから大雨等により越水しやすく、特に乙戸川、桂川は越水することが多く、流域幅の拡幅工事、川底の浚渫（しゅんせつ）工事、堤防の護岸工事等を実施して、河川の強靱化を図ることが必要である。また4河川沿いにはハス田、田畑等が点在しており、冠水等による農業被害等にも注意を要する。

リスク回避のための施策方針

【1-2-1 防災意識・地域防災力】

1 防災意識(自助)の向上

平素から風水害、土砂災害に備える意識の高揚に留意し、指定避難所の周知、「避難情報」の周知、「洪水ハザードマップ」の周知等に努め、的確な避難行動により被害の局限を図れるよう、備蓄、非常持出しの準備、停電の準備、避難所の確認、家族との連絡手段の確保等の自助力を醸成する。

2 地域防災力(共助)の強化

自主防災組織等に対し、防災訓練の支援、「地区防災計画」の策定支援、「防災アドバイザー」育成事業等を継続するとともに、要配慮者の避難体制の整備、消防団の水防力の強化等を図り、地域防災力を強化する。

【1-2-2 風水害等に対する警戒体制・避難体制】

1 風水害に係る情報の周知

平素から町が使用できるあらゆる手段により風水害に係る情報の提供に努めるとともに、「防災講座」、「マイ・タイムライン作成」等の新規事業を実施して、町民に対する風水害に係る周知を図る。

2 情報伝達体制(態勢)の確立

町域に対する情報伝達を確実にするため、防災行政無線の増設・換装、ソーシャルメディア等による情報伝達手段の増加等の措置を講じ、より精度が高い情報伝達体制(態勢)を確立する。

3 要配慮者利用施設、家庭的保育事業所の避難支援体制の整備

「要配慮者利用施設」及び「家庭的保育事業所」に対し実効性ある「避難確保計画」の策定を促すとともに、要配慮者、乳幼児等の避難の受入れを考慮した施設の強靱化、施設整備・改修等を実施して、避難支援体制を整備する。

4 水防力の強化等

霞ヶ浦地区水防訓練(3市町村合同訓練)に積極的に参加して、消防団の水防力を向上させるとともに、稲敷広域消防本部との連携を強化し、風水害に対する水防力の強化を図る。この際、消防団員の技術の向上とボトムアップに留意する。

【1-2-3 防災・減災対策】

1 污水处理施設の対策

「農業集落排水」の長寿命化を図りつつ、污水处理機能を維持するとともに、中長期的な視野に立ち、「公共下水道排水」への一本化等について検討し、污水处理施設の強靱化を図る。

2 農業水利施設の対策

農業用の「用水路」を適宜に維持補修するとともに、「揚水・排水機場」の維持修理等を平素から予期し、町域の「農業水利施設」の機能を維持する。
この際、農家の減少等の現状を踏まえつつ、「農業水利施設」の強靱化を図る。

3 各種排水設備の対策等

地球温暖化等に伴う気候変動に機敏に対応するため、現状の排水を維持整備しつつ、中長期的視点に立った貯留・調節、浸透等を重視した排水に発想を転換し、強靱化に最大限留意した各種排水設備の対策等を実施して、道路整備、市街地整備等の推進を図る。

4 河川の対策

花室川、清明川、桂川、乙戸川の「流域幅の拡幅工事」、「川底の浚渫(しゅんせつ)工事」、「堤防の護岸工事」等を実施して、河川の強靱化を図る。

リスクシナリオ 1-3 大規模火災による死傷者の多数発生	
脆弱性評価	
地域 特 性	<p>本町では令和4年に大規模な物流倉庫火災が発生している他、住宅数棟の火災、小規模な林野火災が発生している現状であるが、住宅密集地域、工業団地、総面積の約30%を占める林野等が存在していることから、大規模火災には注意が必要である。また放火等の犯罪による火災にも注意が必要である。</p>
体 制 等	<p>【1-3-1 防火意識・地域防火力】</p> <p>本町の年間の火災発生件数は、県下44市町村の中でも中位であるとともに、建物火災件数についても県下市町村の中位にあり、年間の火災発生件数等から判断し、町の防火意識は高くはなく、地域防火力も強くはないと思われる。</p> <p>このため、一層の対策を講じ、町民の防火意識の高揚を図るとともに、地域の防火力を強化することが必要である。</p> <p>【1-3-2 消防団の体制】</p> <p>消防団員は顕著に減少しているとともに、消防ポンプ車については15台中5台が老朽化している現状にある。消防団の体制は年々弱体化しており、地域の防火力、水防力の低下にも影響を及ぼすことが予想される。</p> <p>このため、消防団員の募集に創意を凝らし、団員数の減少を防止しつつ、維持増加を図る必要があるとともに、団員の減少を補完するためにも最新の消防ポンプ車を装備する必要性があり、老朽化した車両を計画的かつスピード感をもって最新の装備に更新する必要がある。</p> <p>【1-3-3 公共施設の防火力・火災予防】</p> <p>公共施設の火災を予防するため出火予防に努め、職員等の防火意識の高揚を図るとともに、防災訓練等により消火能力、迅速安全な避難ができるようにすることが重要である。</p> <p>また福祉施設、保育所等は、避難に時間を要する特性があるため、平素から訓練等を実施して備えることが必要であるとともに、建物の老朽化等に伴い、大改修、建替え等も検討する必要がある。</p> <p>【1-3-4 火災予防を考慮した市街地整備等】</p> <p>住宅密集地域は延焼の危険性があり、また狭隘(きょうあい)な道路は火災発生時の消火活動に影響を及ぼすことが危惧される。</p> <p>このため広幅員の道路整備、延焼を防ぐ公園整備、適地への消火栓の設置等、火災予防を考慮した市街地の整備が必要であるとともに、狭隘(きょうあい)な道路網についても火災予防を考慮した道路整備、耐震防火水槽の設置を講じることが必要である。</p>
リスク回避のための施策方針	

【1-3-1 防火意識・地域防火力】

1 防災意識の高揚

自主防災組織による防災訓練を積極的な支援を継続するとともに、避難所開設訓練、避難訓練等の各種防災訓練を通じた防災意識の高揚に留意するとともに、台風に伴う避難等の実災害経験を通じ、町民の防災意識の高揚を図る。

この際、各種広報との整合、併用に留意する。

2 地域防火力の強化

(1) 地域コミュニティの活性化

平素から地域コミュニティの活性化に留意し、共助体制を構築することが重要である。このため、あらゆる組織、機能、行事等を活用し、町民個々の防災意識、地域への参画意識等を高揚させ、地域コミュニティの活性化を図る。

この際、地域コミュニティ活性化のための環境の醸成等に努める。

(2) 自主防災組織の防火力の向上

各行政区の自主防災組織の防災力を向上させるため、自主防災組織等が計画する防災訓練に対する積極的な支援、補助金の交付、「地区防災計画」策定支援事業、「防災アドバイザー」育成事業等の一層の充実を図るとともに、中・長期の視野に立ち、各事業等を粘り強く継続させる。

【1-3-2 消防団の体制】

消防団員の減少防止、団員の知識・技術の向上、消防ポンプ自動車の計画的更新、各種資機材の整備等を実施して、阿見町消防団の強化を図る。

【1-3-3 公共施設の防火力・火災予防】

公共施設の火災予防のため、職員等の防火意識の高揚を図るとともに、防災訓練等により消火能力等の練度の向上を図り、公共施設の防火力、火災予防を強化する。

また福祉施設、保育所等に対し平素における防災訓練の実施を奨励するとともに、建物の老朽化等に対する大改修、建替え等の可否等について検討し、強靱化を図る。

【1-3-4 火災予防を考慮した市街地整備等】

火災予防を考慮した市街地整備、狭隘(きょうあい)な道路の拡幅整備等を実施するとともに、延焼を防ぎ一時的な避難場所となる防災公園の整備、消防水利設置基準に基づく的確な消火栓の設置、老朽化した消火栓の維持・補修、適宜の場所への消火器の配置等の措置を講じ、市街地、狭隘道路網等の強靱化を図る。

リスクシナリオ 1-4 情報伝達の不備に起因する死傷者の発生

脆弱性評価

<p>地域特性</p>	<p>1 電波伝搬等 (1) 本町は、概ね平坦な地形のため、電波伝搬状況は比較的良好であり、電波伝搬に係る脆弱性はない。しかしながら、電力供給の停滞、通信機器の破損、通信回路の輻輳(ふくそう)等に対しては強くはないと推測する。 (2) 町内に91基の防災行政無線を設置しているが、南部の一部の地域に地形の起伏、雑木林等の影響により情報伝達が困難な地域が存在しており、防災行政無線の増設等の対策を講じることが必要である。</p> <p>2 町民の情報収集意識 町民の「あみメール」の登録は増加傾向にあるが、役場への問合せ等の状況から町民の災害等に係る情報収集意識は低いと思われ、情報を受け取る側にも脆弱性が見られる。</p>
<p>体制等</p>	<p>【1-4-1 町民への情報伝達】</p> <p>1 情報伝達手段の現状 (1) 情報伝達手段の整備状況等 本町の情報伝達手段は、町ホームページ、X(旧 Twitter)、緊急速報メール・エリアメール、あみメール、町公式 LINE、防災行政無線等の複数の情報伝達手段を整備しており、比較的強靱性は保持しているが、確実な伝達には様々な制約があることから、防災行政無線の増設・換装、SNSによる情報伝達手段の増加等の対策を講じ、確実に情報伝達ができる体制を整備する必要がある。</p> <p>(2) 防災行政無線の現状 町内の防災行政無線は町内の91基の防災行政無線は、地形等の影響により情報伝達が困難な地域が存在しているとともに、基数不足に起因し情報伝達ができない地域も存在することから、防災行政無線の増設等の対策が必要である。</p> <p>2 災害対策本部の情報に係る練度等 災害発生時の災害対策本部において、情報収集、情報処理、情報共有・徹底、適時性ある情報発信等は極めて重要であるが、その練度は不十分である。 このため、「情報に係る機能別訓練」、「災害対策本部設置・運営訓練」等の教育訓練により練度の向上を図る必要がある。併せて職員の危機管理に対する意識改革が必要である。</p> <p>3 情報伝達手段の運用体制 各種の情報伝達手段を適切に運用し得る体制を保持することが重要である。 しかしながら、的確に運用できる職員は一部であり、人材が不足している。 したがって、各種の情報伝達手段の取扱い等に係る機能別訓練を実施し、職員を育成し、練成する必要がある。特に災害対策本部の本部事務局の職員を練成し、人材層を拡張することが重要であるとともに、マニュアルの整備、平素における情報伝達手段のメンテナンス等も重要である。</p> <p>4 町民の情報受信体制 町民の情報受信体制を確立することが重要である。 このため、町民自らが正確な情報を入手する自助力が必要であり、あみメールや町公式 LINE への登録、自主防災組織の活動への積極的な参加等により正確な情報の受信体制</p>

を構築することが重要である。また各行政区等における地域内での情報共有体制等を整備することも重要である。

【1-4-2 要配慮者への情報伝達】

1 避難行動要支援者への情報伝達

避難行動要支援者に対する情報伝達体制は、未整備であり確立されていない状況である。このため、地域支援者、消防、警察等の公共機関、各行政区長、民生委員・児童委員等との連携の強化を図るとともに、「避難行動要支援者個別支援計画」等と整合させた情報伝達体制を整備する必要がある。また「避難行動要支援者名簿」の登録者に対し、あみメールや町公式 LINE への登録をしてもらう等の対策が必要である。

2 要配慮者利用施設への情報伝達

協定締結団体である「阿見翔裕園」、「阿見こなん」、「ケアセンター阿見」、「スーペリア360」、「あみまちの拠点 くら・ら」とは平素の業務等を通じ連携しているが、災害発生時における情報伝達体制は確立されていない状況であり、平素の連携成果を活かし整備する必要がある。

3 障害者等の要配慮者への情報伝達

障害者等の要配慮者に対する情報伝達体制は、未整備であり確立されていない状況である。障害者等の個々の特性に応じた情報伝達体制を整備する必要がある。

【1-4-3 協定締結団体等との相互連携】

協定締結団体等とは協定締結後、連携の強化等を図っていない団体が大半であり、協定を再度掘り起こし、連絡体制の確立等の連絡調整、相互連携等ができる実効性ある体制を再構築することが必要である。

リスク回避のための施策方針

【1-4-1 町民への情報伝達】

1 情報伝達手段の維持・運用と不備事項の是正による情報伝達体制の整備

現有の各種情報伝達手段を適切に維持・運用するとともに、情報伝達を確実にするため防災行政無線の増設・換装、ソーシャルメディアによる情報伝達手段の増加等を検討、実施して不備事項の是正を図り、より精度が高い情報伝達体制を整備する。

2 災害対策本部の情報に係る練度の向上等

災害対策本部を構成する職員に対し、「情報に係る機能別訓練」、「災害対策本部設置・運営訓練」等を実施して練度の向上を図るとともに、職員の危機管理に対する意識改革を図る。

3 情報伝達手段の運用体制の整備

災害対策本部の本部事務局の職員に対し、各種情報伝達手段の取扱い等に係る「機能別訓練」を実施して練度の向上を図るとともに、人材層の拡大を図る。

併せて各種情報伝達手段の取扱い等に係るマニュアルの整備、平素における情報伝達手段の的確なメンテナンス等を実施して、円滑に運用できる体制を整備する。

	<p>4 町民の情報受信体制の構築等による自助力の向上 町民、自主防災組織等に対し、あらゆる場を活用して積極的なあみメール町公式 LINE への登録、「自主防災組織の活動への積極的な参加」等を推奨し、情報を受ける側である「町民の情報受信体制」を確立させ、自助力の向上に寄与する。 この際、各行政区等における地域内での情報共有体制等の確立にも留意する。</p> <p>【1-4-2 災害弱者への情報伝達】</p> <p>1 避難行動要支援者等に対する伝達体制の整備 地域支援者、消防、警察等の公共機関、各行政区長、民生委員・児童委員等との連携の強化を図るとともに、「避難行動要支援者個別支援計画」等と整合させた情報伝達体制を整備し、避難行動要支援者等に対する情報伝達を図る。この際、「避難行動要支援者名簿」登録者のあみメールや町公式 LINE への登録等に留意する。</p> <p>2 要配慮者利用施設との情報伝達体制の整備 協定締結団体である「阿見翔裕園」、「阿見こなん」、「ケアセンター阿見」、「スーペリア360」、「あみまちの拠点 くら・ら」等の要配慮者利用施設と平素の連携成果を活かし、災害発生時における情報伝達体制を整備する。</p> <p>3 障害者等の要配慮者に対する情報伝達体制の整備 障害者等の要配慮者に対し、障害者等の個々の特性に応じた木目細かな情報伝達体制を検討し整備する。</p> <p>【1-4-3 協定締結団体等との相互連携】</p> <p>既に協定を締結した協定締結団体との連絡体制の整備、協同による防災訓練等を実施して、実効性ある相互連携体制等の再構築を図る。</p>
--	---

2.救助救急、医療活動、被災者の健康・生活環境の確保、災害関連死の最大限防止

リスクシナリオ 2-1 食料、生活必需品、エネルギー供給等の長期供給停止	
脆弱性評価	
地域特性	<p>1 人口分布・市街地整備等 人口の分布は、西部地区(荒川本郷地区等)、北部の阿見市街地、南平市街地に集中し、阿見吉原地区の市街地整備も着実に進んでいる状況である。人口集中地域が大規模自然災害により食料、エネルギー供給等が長期に供給が停止した場合、膨大な救援物資等の所要が予想されることから、物資の確保、集積、輸送等の円滑な実行を可能にする体制を整備することが必要である。また人口が少ない地域は道路寸断、落橋等による孤立等も予想されることから、南部地域に対する廃校の防災拠点化等を検討する必要性がある。</p> <p>2 道路網・橋梁 本町は、高速道路、国道、県道、町道等の道路網が比較的発達していることから、道路被害により寸断された場合等、迂回路の設定等により輸送路の確保は比較的容易であると思われるが、都市計画道路の整備を進め広域的な道路ネットワークを確立する必要がある。 橋梁については、大規模な橋梁はなく小中規模の橋梁が諸所に点在しているが、老朽化した橋梁も多数あることから、落橋等により交通が寸断される可能性があり、老朽化した橋梁の強靱化、長寿命化が必要である。</p>

	<p>3 ライフライン</p> <p>(1) 電気 台風等による停電の発生頻度が高く、また平素においても停電が発生することもあることから、停電に対しやや脆弱であると推測する。</p> <p>(2) 上下水道 給水の普及、公共下水道の普及、水道管の耐震化等も完全ではなく、また井戸を使用している地域も点在しており、断水発生も予想されることから、上下水道の更なる強靱化を図る必要がある。</p> <p>(3) ガス 都市ガスとプロパンガスが混在しているが、都市ガスの整備が進んでいることから、都市ガスに被害があった場合は、復旧に時間を要し、中長期にガスの供給が停止する恐れがある。</p> <p>4 大型店舗等 町内にはホームセンター、ドラッグストア等の大型店舗が比較的多く、また大半の大型店舗とは協定を締結していることから、平素から連絡体制の確立、連携の強化等の措置を講じることにより、大型店舗が被災しない限り、救援物資等の確保は比較的容易であると思われる。 また工業団地が点在し、一部の企業とは協定を締結していることから大型店舗と同様に支援を受けることができる。</p> <p>5 運輸・運送業者等 町内には運輸・運送業者が約20社存在するが、防災会議委員への委嘱がなく、防災訓練等の連携がないことから、平素からの接点は殆どなく、輸送力の確保のための基盤が弱い。このため、協定締結の検討、防災訓練への参加依頼等の措置を講じる必要がある。</p>
<p>体制等</p>	<p>【2-1-1 物資の備蓄、調達・供給体制】</p> <p>1 物資の備蓄 物資は、18箇所の指定避難所に食料、飲料水、日用品、資機材等を備蓄している。主食は備蓄目標量を達成しているとともに、飲料水は阿見小学校構内の耐震性貯水槽により、生活用水は各避難所の井戸により確保が容易であり、食料、飲料水、生活用水の備蓄は比較的強靱性を保持している。 しかしながら、各防災倉庫には日用品少量、発電機1台、マンホールトイレ等1基であり、備蓄量は十分ではない。特にトイレトーパー等の日用品、マンホールトイレ、発電機、燃料等の備蓄量は脆弱である。したがって、平素から中長期の備蓄計画に基づき、真に必要な物資、備蓄量等を再度検討し、的確に備蓄することが必要である。また平素から物資に係る協定の運用要領、協定締結団体等との連携の強化等を図る必要がある。</p> <p>2 物資調達体制</p> <p>(1) 災害協定の実効性 既存の大半の災害協定は、協定締結後において締結団体等との連絡体制の整備、防災訓練等を実施しておらず、協定の実効性が低い状況である。したがって、締結した協定の「掘り起こし」等を実施して、協定締結団体等との連携の強化、良好な関係等を再構築し、円滑に物資を確保できる体制を整備することが必要である。</p>

(2) 災害対策本部の物資調達体制

令和2年度に地域防災計画を修正し、「物資建設部」内に「物資対策班」を新編し、また「阿見町広域受援計画」等を新規に策定したが、物資調達、協定運用等に係る検討、訓練等は一度も実施していない状況であり、本町の災害対策本部における物資調達体制は脆弱である。したがって、協定締結団体等との連携の強化等と相まって、物資調達に係る検討、教育訓練等を早急に実施する必要がある。

(3) 物資集積拠点の現状

物資集積拠点については、現行の「阿見町地域防災計画」内に「JA水郷つくば阿見営農経済センター」、「茨城県立医療大学体育館」及び「茨城大学農学部体育館」としているが、現地現物による検討、共同訓練等を一度も実施しておらず、連絡体制、相互連携等が構築できていない状況であり、物資調達後の物資管理等についても脆弱である。

したがって、協定の掘り起こしによる連携の強化、共同訓練等による認識の統一等を図り、円滑な物資管理ができる体制の確立が必要である。

【2-1-2 物資輸送等体制】

1 道路、橋梁等の強靱化

本町は、首都圏中央連絡自動車道(圏央道)、国道、県道、町道等の道路網が比較的発達しているが、道路、橋梁等が被災した場合、陸路輸送等に影響を及ぼすことから、特に緊急輸送道路、災害時重要路線を重視し、道路の維持補修、新設改良、橋梁の修繕等を実施して強靱化を図る他、都市計画道路の整備を進め広域的な道路ネットワークを確立する必要がある。

2 各種輸送路(陸路・空路・水路)の確保

「阿見町広域受援計画」において、陸路、空路の輸送スキームが記述されているが、陸上自衛隊、近隣市町村、霞ヶ浦漁業協同組合等の関係団体に対する説明、調整等が完全できていないことから、関係機関との調整等を着実に実施し、実効性ある輸送路を確保することが必要である。

3 輸送力の確保

(1) 陸路の輸送力

町内の運輸・運送業者とは直接協定を締結している業者はなく、「茨城県トラック協会土浦支部」のみの協定締結であることから、「茨城県トラック協会」との協定締結、阿見所在の輸送業者との協定締結等、輸送力の確保のための対策を早急に講じる必要がある。

また陸上自衛隊の輸送力、他地方公共団体の輸送力、ボランティアによる輸送支援等の活用にも留意する必要がある。

【2-1-3 エネルギー供給】

家庭生活、行政機能、企業活動等の大半は、電気、ガス等の各種エネルギーに依存しており、大規模自然災害により被災した場合、多大な影響を及ぼす。

このため、平素から災害協定に基づき、電力会社、ガス業者、ガソリン等の燃料業者との連絡体制を確立し、良好な関係等を構築することが重要である。

1 電気・ガス等

本町は、停電の発生頻度が高いとともに、一部地域で都市ガスも整備が進んでおり、都市ガスが被災した場合、復旧に時間を要する恐れがある。このため、平素から電力会社、ガス業者との連絡体制を保持して情報が入手できる体制を確立し、応急対策等の資を得るとともに、町民に提供できる情報を入手することが必要である。また発電機、ガスボンベ、

	<p>石油コンロ等の備蓄に留意するとともに、協定締結業者から提供を容易にする体制の構築が必要である。</p> <p>2 ガソリン等の燃料 ガソリン等の燃料は、災害発生時は供給が停止し入手が困難となる可能性が大であることから、更なる協定締結等を検討し、燃料の入手を容易にする体制を構築することが必要である。また役場庁舎、水道事務所の自家用発電機の燃料は、重油であり入手が困難になる恐れがあることから、重油の入手に関しても災害協定先と平素より協議を行う必要がある。</p> <p>【2-1-4 情報伝達体制】 食料、生活必需品、エネルギー供給に係る事項は千変万化することが予想されることから、町が保有する情報伝達手段を駆使し、町民に対し適時適切に情報を提供することが必要である。</p>
<p>リスク回避のための施策方針</p>	
	<p>【2-1-1 物資の備蓄、調達・供給体制】</p> <p>1 物資の備蓄 真に必要な物資、的確な見積りに基づく備蓄量等を再度検討し、中長期的視野に立った備蓄計画を策定し、着実に物資を備蓄する。この際、避難所生活の質的向上に資する物資の備蓄に留意する。</p> <p>2 物資調達体制</p> <p>(1) 災害協定の実効性の向上 既存協定の「掘り起こし」等を実施して、協定締結団体との連絡体制、良好な関係等を再構築し、協定の実効性を向上し、受援体制の確立に反映する。</p> <p>(2) 災害対策本部の物資調達体制の整備 災害対策本部の職員に対し、災害対策本部設置・運営訓練、現地現物による物資集積拠点設置・運営訓練等を実施して、その練度の累積を図り、円滑に物資が調達できる体制を整備する。 この際、協定締結団体との共同訓練等を実施に留意し、関係の深化、連携の強化等に資する。</p> <p>(3) 物資集積拠点の運営体制等の確立 物資集積拠点の施設の提供団体との共同訓練等を実施して、連絡体制、相互連携等の深化、具体化を図り、円滑な物資集積拠点の運営を期す。</p> <p>【2-1-2 物資輸送等体制】</p> <p>1 道路、橋梁等の強靱化 町域の道路の維持補修、新設改良、橋梁の修繕等を実施して強靱化を図る他、都市計画道路の整備を進め広域的な道路ネットワークを確立し、強靱な物資輸送等体制の基盤を整備する。 この際、緊急輸送道路、災害時重要路線を重視する。</p> <p>2 各種輸送路(陸路・空路)の確保 陸路の輸送スキームについて、関係機関との調整等を着実に実施し、実効性ある輸送路を確保する。</p>

	<p>3 輸送力の確保 陸路における輸送力について、関係団体、協定締結団体等との調整等を着実に累積するとともに、平素から良好な関係を構築し、大規模自然災害発生時における輸送力の確保を容易にする。</p> <p>【2-1-3 エネルギー供給】 平素から災害協定に基づき、電力会社、ガス業者、ガソリン等の燃料業者との連絡体制の確立し、連携の強化、信頼関係の構築を図る。</p> <p>【2-1-4 情報伝達体制】 食料、生活必需品、エネルギー供給に係る事項は千変万化することが予想されることから、町が保有する情報伝達手段を駆使し、町民に対し適時適切に情報を提供することが必要である。</p>
--	---

リスクシナリオ 2-2 救助救急、医療活動の長期停滞、停止	
脆弱性評価	
<p>地域特性</p>	<p>1 地域の医療環境 町域には総合病院である東京医科大学茨城医療センター、リハビリ専門病院である茨城県立医療大学付属病院等のほか、個人の病院、診療所等が開業されており、比較的恵まれた医療環境にある。 しかしながら、大規模自然災害等に発生により多数の負傷者等が発生した場合、町外から多数の患者搬送等が発生した場合、稲敷広域消防本部の救急搬送力が不足し、その対応に限界が生じることが推測される。</p> <p>2 救助・救急(救急搬送要請等)の状況 稲敷広域消防本部の救急の出動件数は年々増加傾向にあり、人口の増加、高齢化、事故等の複雑化・多様化、救急車の不適切な利用の要請等に起因しているものと思われる。特に町の西部地域(荒川本郷地区等)の救急搬送要請が増加傾向にあるとともに、本地域の更なる市街地化への進展、阿見吉原地区の市街地化等により、救急搬送要請は更に増加することも予想される。</p>
<p>体制等</p>	<p>【2-2-1 地域医療体制等】 町内全般の地域医療体制は、初期救急医療体制、二次救急医療体制、小児救急医療体制等、平素における地域医療体制はよく整備されており、大規模自然災害発生後における初動期にも活用できるとともに、比較的シームレスな医療が提供できる体制であると思われる。したがって、平素から各医療体制が被災しないための耐震化等の措置、非常時の電気、水等の確保の準備、他機関等との連携の強化等が重要である。</p> <p>【2-2-2 地域防災力等】 1 地域防災力 地域における防災力は、67行政区に意識、防災力等にレベルの格差があるが、巨大地震発生時の切迫性、毎年の風水害の発生等により、町民の防災意識(自助意識)が向上傾向にあることが見受けられる。しかしながら、町内全般の地域防災力は強くはないものと推測する。</p>

2 消防団の体制

消防団員は顕著に減少しているとともに、消防ポンプ車については15台中5台が老朽化している現状にある。消防団の体制は年々弱体化しており、地域の防火力、水防力の低下にも影響を及ぼすことが予想される。

【2-2-3 緊急輸送体制】

1 道路、橋梁等の強靱化

本町は、高速道路、国道、県道、町道等の道路網が比較的発達しているが、道路、橋梁等が被災した場合、救助・救急等における緊急輸送等に影響を及ぼすことから、道路の維持補修、新設改良、橋梁の修繕等を実施して強靱化を図る必要がある。

2 各種緊急輸送路(陸路・空路)の確保

大規模自然災害発生時に緊急輸送路が被災した場合、救助・救急、医療活動等のための被災していない使用可能な緊急輸送路を迅速に確保することが重要である。このため、陸路、空路の輸送スキームを最大限活用する必要がある。この際、平素から関係団体との連携の強化等を着実に図り、実効性ある輸送路を確保することが必要である。

3 空家対策による緊急輸送路の確保

空家は老朽化による家屋倒壊等、隣接住宅等に影響を及ぼすことが予想され、また倒壊により道路が閉塞され緊急輸送路の寸断等により救急救助等への影響が予想されることから、その対策を検討し講じることが必要である。

4 市街地整備

市街地整備により、局地的な人口増加、住宅密集等することから、強靱化と並行した市街地整備が必要であり、特に道路の整備は救助・救急、医療活動等における緊急輸送路も確保の観点からも留意する必要がある。

【2-2-4 保健医療・福祉・介護】

1 保健医療

大規模自然災害により医療機関等が被災し、救助・救急、医療活動の長期停滞、停止する最悪の事態を踏まえ、町として平素から事前防災を実施するとともに、発災時における応急対策の体制を整備しなければならない。

このため、平素から医師会等との協定締結、医療救護所等のあり方の検討等を実施しているが、現時点において医師会等との協定は実効性が低いとともに、医療救護所等の体制についても発展途上にあり未確立である。

したがって、医師会等との良好な関係の構築、連携の強化等に努力を傾注するとともに、医療救護所の体制整備等を継続する必要がある。

2 福祉・介護

要配慮者、障害者等の災害弱者に対しては、平素における各種行政サービス、個々の特性に応じた地域と一体となったきめ細かな支援体制等が必要である。しかしながら、救助・救急、医療活動が長期に停滞、停止するといった最悪の事態への対策は、整備できていない現状にある。したがって、地域防災力の強化と相まって、災害弱者の個々の特性に応じた「個別支援計画」を策定し、個々の対策を講じることが必要である。

また「要配慮者利用施設」等の町内福祉施設の脆弱性を把握し、措置を講じることが必要である。特に福祉避難所となる福祉施設は、施設の脆弱性等の現況を把握し、措置を講じることが必要である。

	<p>3 福祉避難所・医療救護所の強靱化 福祉避難所、医療救護所等の開設・運営を計画しているが、総合保健福祉会館を除き、自家発電機能が不十分である。福祉避難所及び医療救護所は、町民の生命、身体等に係る重要な施設であることから自家発電機能の改修等を実施して強靱化を図ることが、極めて重要である。</p>
<p>リスク回避のための施策方針</p>	
	<p>【2-2-1 地域医療体制等の強靱化】 町内全般の地域医療体制の脆弱性の把握に努め、平素から施設の耐震化等の措置、非常時の電気、水等の確保のための準備、他機関等との連携の強化等を推進し、町の地域医療体制の強靱化を図る。</p> <p>【2-2-2 緊急輸送体制の強靱化】</p> <p>1 道路、橋梁等の強靱化 町域の道路の維持補修、新設改良、橋梁の修繕等を実施して強靱化を図る他、都市計画道路の整備を進め広域的な道路ネットワークを確立し、強靱な緊急輸送体制を整備する。</p> <p>2 緊急輸送路(陸路)の確保 陸路の輸送スキームについて、との調整等を着実に実施し、実効性ある輸送路を確保する。</p> <p>3 空家対策による緊急輸送路の確保 町内の空家に係る情報収集し、情報を累積するとともに、老朽化した空家は適時点検する等の措置を講じ、家屋倒壊等の未然防止を図る。</p> <p>4 市街地整備 救助救急等を考慮した市街地整備、狭隘(きょうあい)な道路の拡幅整備等を実施して、市街地、狭隘(きょうあい)道路網等の強靱化を図り、救急・救助、医療活動の長期停滞、停止の未然防止に資する。</p> <p>【2-2-3 保健医療・福祉・介護の強靱化】</p> <p>1 保健医療 協定締結団体である医師会等との良好な関係の構築、連携の強化等に努力を傾注するとともに、医療救護所等の体制を整備し、医療活動等が長期停滞した場合の応急対策ができる体制を確立する。</p> <p>2 福祉・介護 障害者等の要配慮者に対する支援体制を地域と一体となって整備するとともに、「要配慮者利用施設」等の町内福祉施設の脆弱性を把握し、その措置を講じる。この際、福祉避難所となる福祉施設は、施設の強靱性に留意する。</p>

<p>リスクシナリオ 2-3 帰宅困難者の多数発生</p>	
<p>脆弱性評価</p>	
<p>地域特性</p>	<p>1 事業所等への通勤者 本町には工業団地、大型店舗、中小企業等、約2,000弱の事業所が所在し、町内外から20,000人以上の従業員が勤務していることから、他市町村からの帰宅困難者が発生する恐れがある。</p>

	<p>2 大学・高校等への通学者 本町には大学、私立高校・中学、専門学校等が所在し、町内外から約2,000人が通学していることから、他市町村からの帰宅困難者が発生する恐れがある。</p> <p>3 観光客等 本町には「あみプレミアム・アウトレット」、「予科練平和記念館」の観光等の施設が所在するとともに、霞ヶ浦の湖畔等の観光資源があり、年間には約350万人以上の観光客等が来町していることから、帰宅困難者が発生する恐れがある。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">体制等</p>	<p>【2-3 帰宅困難者の発生】</p> <p>1 通勤・通学等に伴う帰宅困難者 町外から本町への通勤者は約13,000人、通学者は約1,000人であり、約14,000人が本町に通勤・通学している。このため、大規模自然災害の被害により道路寸断、交通機関の運行停止した場合、多数の帰宅困難者が発生する恐れがあることから、平素から対策を準備する必要がある。</p> <p>2 観光等に伴う帰宅困難者 本町に年間約350万人以上の観光客等が来町している。このため、通勤者、通学者と同様に、災害被害により道路寸断、交通機関が運行停止した場合等、多数の帰宅困難者が発生する恐れがあることから、平素から対策を準備する必要がある。</p> <p>3 災害対策本部の帰宅困難者対策に係る練度等 災害発生時の災害対策本部は、現時点において帰宅困難者対策を具体化していない現状にあり、また現行の「阿見町地域防災計画」の帰宅困難者対策も実効性が低い記述となっているとともに、検討や訓練等も実施していないことから、その練度は不十分である。このため、帰宅困難者に係る検討や「災害対策本部設置・運営訓練」等の教育訓練により練度の向上を図る必要がある。併せて職員の危機管理に係る意識改革が必要である。</p>
<p>リスク回避のための施策方針</p>	
	<p>【2-3 帰宅困難者対策の推進】 帰宅困難者に係る対策等について検討し、「災害対策本部設置・運営訓練」等において訓練するとともに、輸送力の確保等に係る協定締結団体との連携の強化等に努め、帰宅困難者対策を実施できる体制を整備する。</p>

<p>リスクシナリオ 2-4 被災地における感染症等の大量発生</p>	
<p>脆弱性評価</p>	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地域特性</p>	<p>1 地震被害に伴う衛生環境の悪化等 本町が警戒すべき地震は、茨城県南部地震、茨城・埼玉県境地震等であり、被災した場合、避難所生活等を余儀なくされるとともに、ライフライン等の機能低下、災害廃棄物等の発生に伴う衛生環境の悪化、感染症の発生等が予想され、適切な措置がされない場合、疫病、感染症等が発生する恐れがある。 また本町の下水道は土浦市に所在する「茨城県流域下水道事務所 霞ヶ浦浄化センター」にも依存しているため、本施設が被災した場合、下水道に重大な影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>2 風水害に伴う衛生環境の悪化等 本町の国道125号以北の霞ヶ浦の湖岸沿いは低湿地であり、霞ヶ浦、土浦市内に下流が流れる桜川の影響を受ける可能性があり、風水害及び土砂災害に脆弱な地域である。このため、洪水により冠水した場合、汚水処理の停滞、冠水域の衛生環境の悪化等、地震被害と同様に疫病、感染症等が発生する恐れがある。</p>

	<p>また、荒川本郷等の市街地化が進展している地域においても、排水設備が降雨量を処理できず低い土地への冠水等により、衛生環境等に影響を及ぼす可能性がある。</p>
<p>体制等</p>	<p>【2-4 防疫等体制】</p> <p>1 平素における防疫体制の整備 平素における防疫に係る整備状況は、竜ヶ崎保健所との連携等を図っているところであるが、防疫等のあり方の検討、防疫に係る訓練、防疫に係る物的準備等は不十分であり、関係機関との連携の強化、防疫のあり方の検討と訓練の実施、防疫に係る物的準備等を逐次整備する必要がある。</p> <p>2 下水道施設の整備 下水道施設等の整備状況は、公共下水道事業は未整備地域の計画的な整備が必要であり、また既存施設の耐震化等の維持管理が必要である。 農業集落排水事業は、接続率の向上が課題であるとともに、健全で安定した公営企業の経営も必要である。 公共下水道事業及び農業集落排水事業以外の地域は、高度処理型浄化槽の普及促進を図っており、積極的な普及推進、適正な維持管理の啓発が必要である。</p> <p>3 災害対策本部の防疫に係る体制等 災害対策本部も防疫に係る体制等は、防疫に係る検討、協定の運用要領、関係機関との連携等に係る訓練を実施していないとともに、防疫に係る物的準備も十分ではないことから、体制は脆弱である。このため、平素から被災時の防疫のあり方等について検討、協定締結団体等との連携強化等を実施するとともに、保存可能な最低限の物的資源の確保が必要である。</p>
<p>リスク回避のための施策方針</p>	
	<p>【2-4 防疫体制の強化】</p> <p>1 平素における防疫体制の整備 平素から竜ヶ崎保健所等の関係機関との連携の強化を図るとともに、防疫のあり方の検討と訓練の実施、防疫に係る物的準備等を逐次整備し、強靱化を図る。</p> <p>2 下水道施設の整備 公共下水道事業の着実に整備し、既存施設の耐震化等の維持管理を推進するとともに、農業集落排水事業の接続率の向上、高度処理型浄化槽の普及促進を図り、下水道の強靱化を図る。</p> <p>3 災害対策本部の防疫に係る体制の確立 平素から防疫に係る検討、協定の運営要領、関係機関との連携等に係る訓練を累積するとともに、防疫に係る物的準備等を逐次推進し、災害対策本部の体制を確立する。</p>

リスクシナリオ 2-5 避難所運営の不備による生活環境の悪化、災害関連死の発生

脆弱性評価

地域特性	<p>1 避難生活を余儀なくされる大規模自然災害 本町において、避難生活を余儀なくされる大規模自然災害は、「首都直下地震等の大規模地震」、「風水害」等であり、被災した場合、避難生活は長期になる可能性もある。このため、平素から避難所運営等に係る事項を総合的に準備することが必要であるとともに、自助、共助、公助が一体となり、避難所の生活環境の悪化、災害関連死等の発生を防止することが必要である。</p> <p>2 指定避難所の現状 指定避難所は、小・中学校、公民館、総合保健福祉会館等の19箇所を指定しているが、あさひ小学校、各公民館、総合保健福祉会館は、比較的生活環境の質が高い避難所となり得るが、その他の小・中学校の体育館は、老朽化しており、建物本体の耐震補強は施しているが、照明、窓ガラス、天井等の付帯するものは脆弱であることが考えられる。 また体育館の床は板張であり、寒暖の影響を受けるとともに、トイレは和式が大半である等、生活環境の質が低い。このため、適切な避難所運営がされない場合は劣悪な環境となり、環境の悪化、災害関連死等が発生する恐れがある。</p>
体制等	<p>【2-5-1 避難所の安全確保等】 指定避難所のうち、特に小・中学校の体育館は老朽化しており、建物本体の耐震補強は施しているものの、照明、窓ガラス、天井等の付帯する物は脆弱であり、避難所の安全を確保する必要がある。 また老朽化した体育館は、避難所生活の質も低く、平素における適切な措置、被災時の適切な避難所運営がされない場合は劣悪な環境となり、生活環境の悪化、災害関連死等が発生する恐れがある。 したがって、老朽化した体育館等は、避難所としての安全確保、避難所生活の質的向上等の観点からも改修、建替え等が必要である。</p> <p>【2-5-2 避難所の運営体制】 1 災害対策本部の避難所運営体制 災害対策本部における避難所の運営体制は、令和元年度(2018年度)に避難所の開設・運営に任ずる教育委員会が主体である「避難支援部」に改編し、任務も軽減したことから、改編前に比べて避難所運営が容易な体制である。 また台風の実災害対応において、要配慮者等の把握も含めた避難所の開設・運営を実践していることから、災害対応力はやや向上している。</p> <p>2 自主防災組織等の避難所運営体制 自主防災組織等の避難所運営体制は格差が見受けられるが、防災意識が高い自主防災組織、「地区防災計画」の策定を完了している自主防災組織は、比較的体制が確立方向にある。しかしながら、自主防災組織自らが、他の自主防災組織等と協働し避難所を運営すること等の理解が浸透していない現状にあることから、防災訓練等を通じ周知する必要がある。</p> <p>【2-5-3 被災者への支援】 1 避難所のニーズに合致した支援 避難所の特性、避難生活の経過等に応じ、ニーズに合致した支援を行うことが重要である。このため、平素から発災直後に必要な物資の備蓄に留意するとともに、要配慮者への配慮、避難生活の質的向上、生活環境の悪化、災害関連死の防止等を重視する必要がある。したがって、避難生活の経過に応じ、避難所のニーズに合致した支援ができる体制の構築が必要である。</p>

2 ボランティア受入体制(態勢)の整備

応急対策活動の実施にあたり、ボランティアの人的・物的資源を確保し、支援を受けることが必要である。このため、平素から協定締結団体である社会福祉協議会等との連携の強化等を図るとともに、ボランティアの受入体制を整備することが必要である。

リスク回避のための施策方針

【2-5-1 物資の備蓄等】

1 町民・自主防災組織に対する備蓄等の促進(自助・共助力の向上)

町民、自主防災組織に対し、あらゆる機会を捉えて備蓄、非常持出し物資等の準備を促し、自助・共助力の向上を図る。

この際、食料、生活必需品等のほか、生活環境の悪化防止、災害関連死の防止に資する物資等の準備について注意喚起し、最悪な事態発生 of 未然防止に万全を期す。

2 着実な物資の備蓄、被災時の物資確保体制の確立(公助力の強化)

平素から備蓄計画に基づき、着実な物資の備蓄に努めるとともに、災害発生時において必要な物資を迅速に確保できるよう、締結した協定の運用要領等について訓練を累積するとともに、協定締結団体との良好な関係を構築し、物資の確保体制を確立する。

【2-5-2 避難所の安全確保等】

平素から指定避難所の付帯設備等も含めた総合的な安全点検の実施に努めるとともに、老朽化した体育館等は、避難所としての安全確保、避難所生活の質的向上等の観点からも改修、建替え等を検討し、避難所の安全を確保する。

【2-5-3 避難所の運営体制】

1 災害対策本部の避難所運営体制の確立

災害対策本部に対し、避難所運営に係る訓練等を総合的に実施して、練度の向上を図るとともに、台風等の実災害対応を通じて実践陶冶し、的確な避難所運営ができる体制を確立し、避難所の生活環境の悪化、災害関連死等の最悪な事態発生 of 未然防止を図る。

2 自主防災組織等の避難所運営体制の醸成

自主防災組織等に対し、避難所開設・運営訓練の協働による訓練等、あらゆる場を通じて、避難所運営の在り方について周知して避難所運営体制の向上を促し、避難所運営の不備による生活環境の悪化、災害関連死の発生を未然防止できる体制を醸成する。

【2-5-4 被災者への支援】

1 避難所のニーズに合致した支援体制の確立

平素から発災直後における要配慮者への対策、避難生活の質的向上、生活環境の悪化防止、災害関連死の防止等に留意した物資の備蓄に努めるとともに、避難所運営に係る検討、機能別訓練等を実施して、避難生活のニーズに合致した支援ができる体制を確立する。

2 ボランティア受入体制(態勢)の確立

平素から協定締結団体である社会福祉協議会との連携の強化に留意するとともに、支援に係る検討、訓練等を実施して練度の向上を図り、ボランティアの受入体制を確立する。

3.職員、施設等の被災による行政機能の大幅な低下

リスクシナリオ 3-1 職員、施設等の被災による行政機能の大幅な低下

脆弱性評価

<p>地域特性</p>	<p>行政が被災し、その機能が大幅に低下する恐れがある大規模自然災害は、大規模地震である。特に「茨城県南部の地震」、「茨城・埼玉県境の地震」、「太平洋プレート内部の地震(北部・南部)」、「茨城県沖から房総半島沖にかけての地震」が脅威であり、震度6弱、地域によっては震度6強の揺れが想定されており、甚大な被害が予想される。</p> <p>したがって、平素から被災の局限を図る措置を講じるとともに、被災した場合の対策、早期の復旧・復興等について準備し、行政機能の大幅な低下を防止することが必要である。</p>
<p>体制等</p>	<p>【3-1-1 業務継続力】</p> <p>災害応急対策活動が的確かつ円滑に実施できるよう、平素から業務継続力を準備し、練度の向上を図るとともに、大規模地震等の発生時においては、人的・物的資源を確保し、的確な災害応急対策活動を実施することが重要である。</p> <p>1 業務継続計画の実効性等</p> <p>令和4年度(2022年度)に「阿見町業務継続計画(第1次計画)」を策定し、計画上の業務継続体制は整備しているが、計画の十分な検証、職員への周知徹底、訓練による練度の向上等が図られていないことから、業務継続の実効性がやや不十分である。このため、災害対策本部組織の機能別訓練等を実施して、計画の検証、業務継続力の向上等を図る必要がある。</p> <p>2 業務継続に必要な6要素の整備</p> <p>業務継続に必要な6要素である「町長不在時の職務代行順位」、「本庁舎の代替施設の特定」、「電気、水、燃料等の確保」、「多様な通信手段の確保」、「重要な行政データのバックアップ」、「非常時優先業務の整理」については、完全ではないものの、未整備の事項はない状況である。</p> <p>しかしながら、代替庁舎として使用可能な施設が少なく、自家発電機能を具備した施設が少ない状況であるとともに、職員用の備蓄等も不十分である。また多様な通信手段の確保状況は、防災行政無線の設置数が十分ではなく、増設等が必要な現状である等、更なる整備が必要である。</p> <p>3 職員の被害の軽減</p> <p>現在の町役場の職員数では危機管理業務遂行に絶対数が足りない現状であり、更なる大規模自然災害による職員の被災は人的資源を失い、行政機能の発揮に重大な影響を及ぼすため、被害の軽減を図らなければならない。このため、職員の全体の奉仕者である公務員としての自覚を育成するとともに、危機管理に対する意識改革を助長し、勤務中及び勤務外において被災しないための措置を確行させることが必要である。併せてマンパワー不足を補うための受援体制(態勢)を確立する必要がある。</p> <p>【3-1-2 町有施設等の耐震化・防災拠点化】</p> <p>1 町有建築物等の耐震化</p> <p>役場庁舎、学校、公民館等の町有特定建築物等の耐震化は100%完了し建物本体は堅固であるが、地盤強度、建物の付属設備等に不備がある可能性もあることから、耐震化の維持補修のほか、建物本体以外の設備等の強靱化を図り、行政機能の低下の未然防止を図る必要がある。</p>

	<p>【3-1-3 相互応援体制等】</p> <p>1 地方公共団体との相互応援体制(受援・応援) 我が国は近年、毎年被災していることから、国のプッシュ型支援、地方公共団体相互の相互応援等がスピード感をもって進展している。このため、本町では「阿見町広域受援計画」及び「阿見町災害応援計画」を策定したが、計画の検証、職員への周知徹底、訓練による練度の向上等が不十分であることから、早急に計画に基づく相互応援体制(態勢)を確立する必要がある。</p> <p>2 協定締結団体等との連携の強化 本町は、民間事業者等と数十件の災害に係る協定を締結しているが、協定締結団体等とは協定締結後、連携の強化等を図っていない団体が大半であり、協定を再度掘り起こし、連絡体制の確立等の連絡調整、相互連携等ができる実効性ある体制を再構築することが必要である。</p>
<p>リスク回避のための施策方針</p>	
	<p>【3-1-1 業務継続力】</p> <p>1 業務継続計画の実効性等 「阿見町業務継続計画」に係る「災害対策本部組織の機能別訓練」等を実施して、計画の検証、職員への周知徹底、業務継続力を強化し、計画の実効性を向上させるとともに、行政機能の被害の軽減を図る。</p> <p>2 業務継続に必要な6要素の整備 業務継続に必要な6要素に係る未整備事項、不備事項等を着実に整備し、強靱な業務継続体制(態勢)を確立し、被災による行政機能低下の局限を図る。 この際、町有施設の自家発電機能の整備、物資の着実な備蓄、職員のための食糧等の備蓄、防災行政無線の増設等を検討し、実行が可能な場合は速やかに推進する。</p> <p>3 職員の被害の軽減 あらゆる機会を捉え、職員の全体の奉仕者である公務員としての自覚を育成するとともに、危機管理に対する意識改革を助長し、課業内・外において被災しないための措置を確行させ、職員の被災の局限を図るとともに、受援によりマンパワー不足を補足する受援体制(態勢)の確立を図る。</p> <p>【3-1-2 町有施設等の耐震化・防災拠点化】</p> <p>1 町有建築物等の耐震化、付属設備等の安全化等 既に耐震化を完了した役場庁舎、学校等の町有建築物等の維持補修等を図るとともに、建築物本体のみならず、地盤、付属設備等の安全性等を点検し不備事項を是正する等により、町有特定建築物全体の耐震化の強化を図る。</p> <p>【3-1-3 相互応援・連携体制】 協定を締結している民間事業者等との連携体制等を再構築し、協定の実効性の向上を図り、迅速に各種資源を確保できる体制を確立する。この際、併せて災害対策本部の受援体制の整備に留意し、円滑な応援要請、受入れが実施できる体制を確立する。</p>

リスクシナリオ 3-2 防災体制(態勢)の不備による災害対応力の低下

脆弱性評価

<p>地域特性</p>	<p>本町において、脅威となる大規模自然災害は、「首都直下地震等の大規模地震」、「風水害」等であり、大規模地震は甚大な被害を受ける可能性があるとともに、風水害は、台風の大規模化、降雨量の増加傾向にあり、毎年、少なからず被害が発生している。 このため、平素からあらゆる大規模自然災害に対応し得る防災体制(態勢)を整備することが重要であり、不備な防災体制(態勢)で被災した場合、著しく災害対応力が低下し、被害の拡大、復旧・復興の遅延等をまねく恐れがある。 したがって、平素から計画的かつスピード感をもって、あらゆる災害に対応し得る防災体制(態勢)を整備する必要がある。</p>
<p>体制等</p>	<p>【3-2-1 防災インフラ等の物的防災力】</p> <p>1 防災インフラ等の確保</p> <p>(1) 情報伝達体制(態勢)の確保 町民等に対しあみメールや町公式 LINE、エリアメール、防災行政無線等の複数手段により情報を伝達しているが、確実な伝達には様々な制約があることから、防災行政無線の増設・換装、ソーシャルメディア等による情報伝達手段の増加等の対策を講じ、確実に情報伝達ができる体制を整備する必要がある。また民間報道機関等を最大限に活用することも重要である。</p> <p>(2) 業務継続等のための電源確保 役場庁舎及び水道事務所は、概ね有効な自家発電機能を具備しており、業務継続等のための電源は確保できるが、学校、公民館等には自家発電機能が無く、特に指定避難所の施設には、避難所運営等のための自家発電機能、発電機の増加等が必要である。</p> <p>(3) システム導入による被災者支援 茨城県と各市町村との共同により「被災者生活再建支援システム」を整備し、罹災証明の発行等の迅速化が図られ、被災者の生活再建支援体制を向上させることができた。しかしながら、本システムを運用する職員の層が薄いため、継続した人材育成が必要である。</p> <p>2 公共施設等の耐震化等</p> <p>(1) 町有施設等の耐震化 役場庁舎、学校、公民館等の町有建築物等の耐震化は100%完了し建物本体は堅固であるが、地盤強度、建物の付属設備等に不備がある可能性もあることから、耐震化の維持補修のほか、建物本体以外の付属設備等の強靱化も必要である。</p> <p>(2) 町有施設等の長寿命化 役場庁舎、学校、町営住宅等を長期かつ有効に維持運用するため、「公共施設等総合管理計画」に基づき、予算確保との整合を図りつつ、計画的に各種施設の長寿命化を図る必要がある。</p> <p>(3) 道路、橋梁等の強靱化 本町は、首都圏中央連絡自動車道(圏央道)、国道、県道、町道等の道路網が比較的発達しているが、道路、橋梁等が被災した場合、陸路輸送等に影響を及ぼすことから、道路の維持補修、新設改良、橋梁の修繕等を実施して強靱化を図る必要がある。</p>

(4) 空家対策

空家は、その老朽化による家屋倒壊等、隣接住宅等に影響を及ぼすことが予想されるとともに、倒壊による道路寸断等も考えられることから、その対策を検討することが必要である。また大規模地震のみならず、台風等の風水害に係る防災対策も必要である。

3 物資の備蓄

物資の備蓄は、18箇所の指定避難所に食料、飲料水、日用品、資機材等を備蓄しているが、備蓄量は十分ではない現状である。またベット、パーテーション等の避難所生活の質を向上させる物資の備蓄も十分ではない状況である。

したがって、平素から中長期の備蓄計画に基づき、真に必要な物資、備蓄量等を再度検討し、的確に備蓄することが必要である。また被災時を予測し、平素から物資に係る協定の運用要領、協定締結団体等との連携の強化等を図る必要がある。

【3-2-2 マンパワー等の人的防災力】

1 業務継続力

「阿見町業務継続計画」を策定し、計画上の業務継続体制は整備しているが、計画の十分な検証、職員への周知徹底、訓練による練度の向上等が図られていないことから、業務継続の実効性がやや不十分である。このため、「災害対策本部組織の機能別訓練」等を実施して、計画の検証、業務継続力の向上等を図る必要がある。

2 来庁者・職員の安全確保

庁舎における来庁者、職員に対する避難、誘導等に係る訓練等は実施しているが、実施の頻度は低調である。このため、庁舎における「避難・誘導計画」に類する計画を策定し、役場庁舎における安全確保体制についても整備が必要である。また庁舎内に来庁者用のヘルメットを常備する等の着意が必要であるとともに、職員用のヘルメットは、逐次確保し貸与する予定である。

3 消防団の体制

消防団員は顕著に減少しているとともに、消防ポンプ車については15台中5台が老朽化している現状にある。消防団の体制は年々弱体化しており、地域の防火力、水防力の低下にも影響を及ぼすことが予想される。

したがって、消防団員の募集に創意を凝らし、団員数の減少を防止しつつ、維持増加を図る必要がある。

4 災害弱者への情報伝達

障害者等の要配慮者に対する情報伝達体制は、未整備であり確立されていない状況である。障害者等の個々の特性に応じた情報伝達体制を整備する必要がある。

5 相互応援・連携体制

本町は、県内外市町村、民間事業者等と数十件の災害に係る協定を締結しているが、協定締結団体等とは協定締結後、連携の強化等を図っていない団体が大半であり、協定を再度掘り起こし、連絡体制の確立等の連絡調整、相互連携等ができる実効性ある体制を再構築することが必要である。

リスク回避のための施策方針

【3-2-1 防災インフラ等の物的防災力】

1 防災インフラ等の確保

平素から複数の情報伝達手段、避難所等の業務継続に必要な電源等の確保に努めるとともに、「被災者生活再建支援システム」の訓練を実施して人材を育成し、防災に係るインフラ等を確保し、災害対応力の低下の未然防止を図る。

2 公共施設等の耐震化等

町有施設の耐震化、廃校の防災拠点化、道路・橋梁等の強靱化等を図るとともに、空家対策等を講じて防災体制を整備し、被災時の災害対応力の低下の未然防止を図る。

3 物資の備蓄

平素から中長期の備蓄計画に基づき、真に必要な物資、備蓄量等を再度検討し、的確に備蓄するとともに、平素から物資に係る協定の運用要領、協定締結団体等との連携強化等を図る。

【3-2-2 マンパワー等の人的防災力】

1 業務継続力

阿見町業務継続計画に係る「災害対策本部組織の機能別訓練」等を実施して、計画の検証、職員への周知徹底、業務継続力を強化し、計画実効性を向上させ、被災時の災害対応力の低下の未然防止を図る。

2 来庁者・職員の安全確保

避難・誘導に係る訓練等を実施して、来庁者及び職員の生命、身体を保護するとともに、職員の人的資源損耗による災害対応力の低下の防止を図る。

3 消防団の体制

消防団員の減少防止、団員の識能の向上、消防ポンプ自動車の計画的更新、各種資機材の整備等を実施して、阿見町消防団の強化を図る。

4 災害弱者への情報伝達

障害者等の要配慮者に対し、障害者等の個々の特性に応じた木目細かな情報伝達体制を検討し整備する。

5 相互応援・連携体制

協定を締結している民間事業者等との連携体制等を再構築し、協定の実効性の向上を図り、迅速に各種資源を確保できる体制を確立する。この際、併せて災害対策本部の受援体制の整備に留意し、円滑な応援要請、受入れが実施できる体制を確立する。

4. サプライチェーン寸断による企業活動の停滞

リスクシナリオ 4-1 防災体制(態勢)の不備による災害対応力の低下

脆弱性評価

<p>地域特性</p>	<p>1 事業所等の現況 本町には工業団地、中小企業等、約2,000社の事業所が所在しており、大規模自然災害により企業、道路網等が被災した場合、サプライチェーンの寸断により企業活動が停滞する恐れがある。</p> <p>2 道路網・橋梁 本町は、首都圏中央連絡自動車道(圏央道)、国道、県道、町道等の道路網が比較的発達していることから、道路被害により寸断された場合等、迂回路の設定等により輸送路の確保は比較的容易であると思われるが、道路幅員が狭い道路も多いことから、更なる整備が必要である。 橋梁については、大規模な橋梁はなく小中規模の橋梁が諸所に点在しているが、老朽化した橋梁も多数あることから、落橋等により交通が寸断される可能性があり、老朽化した橋梁の強靱化、長寿命化が必要である。</p> <p>3 運輸・運送業者等 本町には運輸・運送業者が約20社存在しており、町内所在の事業所等とも提携している業者も想定されることから、運輸・輸送業者が被災した場合、サプライチェーンの寸断により、企業活動に影響を及ぼす恐れがある。</p>
<p>体制等</p>	<p>【4-1 サプライチェーン寸断による企業活動の停滞の局限】</p> <p>1 道路・橋梁等の強靱化 本町は、高速道路、国道、県道、町道等の道路網が比較的発達しているが、道路、橋梁等が被災した場合、陸路輸送等が停滞し、サプライチェーンの寸断等により、企業活動に影響を及ぼす恐れがある。したがって、道路の維持補修、新設改良、橋梁の修繕等により強靱化を図る必要がある。</p> <p>2 空家対策 空家は、その老朽化により家屋倒壊による道路寸断等も考えられ、陸路輸送の途絶等によりサプライチェーンが寸断され、企業活動が停滞する恐れがある。したがって、その対策を検討し推進することが必要である。</p> <p>3 企業の「事業継続計画」策定 事業所等の被災は企業活動が停滞し、町民の生活、町の経済活動等にも影響を及ぼす。このため、小規模事業者支援法に基づく「事業継続力強化支援計画」を推進し、町内所在の事業所等に対し「事業継続計画」の策定を指導、支援等を行い、強靱化を図る必要がある。</p> <p>4 風評被害の防止対策 大規模自然災害により被災した場合、過去の災害の教訓から風評被害の発生が予想される。このため、平素から被災時の風評被害の発生を予期するとともに、風評被害の防止対策を検討することが必要である。</p>

リスク回避のための施策方針

【4-1 サプライチェーン寸断による企業活動の停滞の局限】

1 道路・橋梁等の強靱化

町域の道路の維持補修、新設改良、橋梁の修繕等を実施する他、都市計画道路の整備を進め広域的な道路ネットワークを確立し、サプライチェーンの強靱化に寄与する。

2 空家対策

空家に係る情報を収集し、情報を累積するとともに、老朽化した空家は適時点検する等の措置を講じ、家屋倒壊等の未然防止を図る。

3 企業等の「業務継続計画」策定の促進

小規模事業者支援法に基づく「事業継続力強化支援計画」の策定を逐次推進するとともに、町内所在の事業所等に対し「事業継続計画」の策定を指導し、その支援等を行い、企業等の強靱化を図る。

4 風評被害防止

平素から被災時の風評被害の発生を予期するとともに、風評被害の防止対策を検討することが必要である。

リスクシナリオ 4-2 食料等の安定供給の停滞

脆弱性評価

地域特性

1 農業の現況

本町の農業の現状は、農家数、農業産出額、経営耕地面積の全てが減少しており、昭和55年頃の半数以下まで減少しているとともに、農業従事者の高齢化等、耕作放棄地の増加等、重要な課題が山積している。

このため、風水害による農作物被害、ビニールハウス等の被害、大規模地震による農家の人的被害を受けた場合は、食料の安定供給にも影響を及ぼす恐れがある。また干ばつ、干害、日照不足、冷害等からも被害を受けやすいとともに、近傍市町村の鳥インフルエンザ、豚熱等にも警戒が必要である。

2 商業の現況

本町の商店数は、昭和57年には400店以上所在していたが、現在は約300店に減少している。このため、大規模自然災害により商店が被災した場合、商店数の減少等が遠因となり、農業と同様に食料等の安定供給の停滞をまねく恐れがある。

体制等

【4-2-1 農作物等の安定供給】

1 担い手(後継者)育成

農業従事者の担い手(後継者)不足している中、新規就農者及び農業後継者は横ばいの状況である。また高齢化が進む中農家数が減少しており、この影響により耕作放棄地が増加している。このため、農作物の安定供給にも影響を及ぼす恐れがある。したがって、現在、国、町で実施している新規就農者総合育成事業、農業後継者等支援対策事業等を継続し、担い手(後継者)を確保する必要がある。

2 農地冠水等の被害軽減

台風等の風水害により、花室川、清明川、桂川、乙戸川等の越水による田畑の冠水、国道125号以北の低湿地地域の桜川、霞ヶ浦の氾濫等による田畑の冠水が予想される。このため、河川の流域幅の拡幅工事、川底の浚渫(しゅんせつ)工事、堤防の護岸工事等を実施して、河川の強靱化を図ることが必要である。

	<p>【4-2-2 食料、日用品等の安定供給】 本町に所在する商店等が被災した場合、食料、日用品の安定した供給に影響を及ぼす。このため、本町商工会等を介して、各商店等に対し被災しない措置を講じること等を周知するとともに、「事業継続計画」策定を推奨する等により、災害時における食料、日用品等の安定供給の基盤を確立することが必要である。</p> <p>【4-2-3 サプライチェーン寸断による企業活動の停滞】 サプライチェーンの寸断に起因する企業活動の停滞の局限を図るため、道路・橋梁の強靱化、空家対策の推進による道路寸断の未然防止、企業等の「事業継続計画」策定の促進、風評被害の防止等の対策を講じることが必要である。</p> <p>【4-2-4 協定締結団体との連携の強化等】 平素から大型店等の協定締結団体との連携の強化に努め、大規模自然災害発生時における企業活動への影響等の情報収集を容易にする必要がある。</p>
<p>リスク回避のための施策方針</p>	
	<p>【4-2-1 農作物等の安定供給】</p> <p>1 担い手(後継者)育成 新規就農者総合育成事業、農業後継者等支援対策事業を継続し、担い手(後継者)を確保し、大規模自然災害発生時における農作物の安定供給の基盤を確立する。</p> <p>2 農地冠水等の被害軽減 桂川、乙戸川等の「流域幅の拡幅工事」、「川底の浚渫(しゅんせつ)工事」、「堤防の護岸工事」等を実施して、河川の強靱化を図る。</p> <p>【4-2-2 食料、日用品等の安定供給】 各商店等に対し、被災しない措置を講じること等を周知するとともに、「事業継続計画」策定を推奨し、災害時における食料、日用品等の安定供給の基盤を確立する。</p> <p>【4-2-3 サプライチェーン寸断による企業活動の停滞の局限】 道路・橋梁の強靱化、空家対策の推進による道路寸断の未然防止、企業等の「事業継続計画」策定の促進、風評被害の防止等の対策を講じ、サプライチェーンの寸断に起因する企業活動の停滞の局限を図る。</p> <p>【4-2-4 協定締結団体との連携の強化等】 平素から大型店等の協定締結団体との連携の強化に努め、大規模自然災害発生時における企業活動への影響等の情報収集を容易にする必要がある。</p>

5. ライフラインの確保と早期復旧

リスクシナリオ 5-1 ライフラインの長期機能停止

脆弱性評価

地域特性	<p>1 電気 台風等による停電の発生頻度が高く、また平素においても停電が発生することもあることから、停電に対しやや脆弱であると推測する。</p> <p>2 上下水道 給水の普及、公共下水道の普及、水道管の耐震化等も完全ではなく、また井戸を使用している地域も点在しており、断水発生も予想されることから、上下水道の更なる強靭化を図る必要がある。</p> <p>3 ガス 都市ガスとプロパンガスが混在しているが、都市ガスの整備が進んでいることから、都市ガスに被害があった場合は、復旧に時間を要し、中長期にガスの供給が停止する恐れがある。</p> <p>4 再生可能エネルギー 町内には太陽光発電等の再生可能エネルギーの整備が逐次進展している。 太陽光発電は、竜巻、落雷等に注意が必要と思われる。特にソーラーパネルに起因する火災が発生した場合、水による消火は二次災害に注意を要する。</p>
体制等	<p>【5-1-1 水道施設の対策】</p> <p>1 施設の強靭化 水道管の耐震化率は約50%であり、スピード感をもって耐震化を推進し、水道施設の強靭化を図る必要がある。</p> <p>2 業務継続力 阿見町業務継続計画を策定し、計画上の業務継続体制は整備しているが、計画の十分な検証、職員への周知徹底、訓練による練度の向上等が図られていないことから、業務継続の実効性がやや不十分である。このため、「災害対策本部組織の機能別訓練」等により、上下水道、給水に係る訓練を実施して、計画の検証、業務継続力の向上等を図る必要がある。</p> <p>【5-1-2 汚水処理施設の対策】</p> <p>下水道施設等の整備状況は、公共下水道事業は未整備地域の計画的な整備が必要であり、また既存施設の耐震化等の維持管理が必要である。 農業集落排水事業は、接続率の向上が課題であるとともに、健全で安定した公営企業の経営も必要である。 公共下水道事業及び農業集落排水事業以外の地域は、高度処理型浄化槽の普及促進を図っており、積極的な普及推進、適正な維持管理の啓発が必要である。</p> <p>【5-1-3 エネルギー供給】</p> <p>1 電気・ガス等 本町は、停電の発生頻度が高いとともに、都市ガスも一部地域で整備が進んでおり、ガス施設が被災した場合、復旧に時間を要する恐れがある。このため、平素から電力会社、ガス業者との連絡体制を保持して情報が入手できる体制を確立し、町民に提供できる情報を入手することが必要である。</p>

	<p>また、発電機、ガスボンベ、石油コンロ等の備蓄に留意するとともに、協定締結業者から提供を容易にする体制を構築する必要がある。</p> <p>2 ガソリン等の燃料 ガソリン等の燃料は、災害発生時は供給が停止し入手が困難となる可能性が大であるとともに、阿見町は、燃料業者とは直接協定を締結していないことから、協定締結等を検討し、燃料の入手を容易にする体制を構築することが必要である。また役場庁舎、水道事務所の自家用発電機の燃料は、重油であり入手が困難になる恐れがあることから、重油の入手に関しても検討する必要がある。</p>
<p>リスク回避のための施策方針</p>	
	<p>【5-1-1 水道施設の対策】 1 施設の強靱化 給水の普及、公共下水道の普及、水道管の耐震化等を着実に推進し、上下水道の更なる強靱化を図る。</p> <p>2 業務継続力 「阿見町業務継続計画」に係る「災害対策本部組織の機能別訓練」等を実施して、計画の検証、職員への周知徹底、業務継続力を強化し、計画の実効性を向上させるとともに、行政機能の低下の局限を図る。</p> <p>【5-1-2 污水处理施設の対策】 「農業集落排水」の長寿命化を図りつつ、污水处理機能を維持するとともに、中長期的な視野に立ち、「公共下水道排水」への一本化等について検討し、污水处理施設の強靱化を図る。</p> <p>【5-1-3 エネルギー供給】 平素から災害協定に基づき、電力会社、ガス業者、ガソリン等の燃料業者との連絡体制を確立し、連携の強化、良好な関係の構築を図る。</p>

リスクシナリオ 5-2 地域交通ネットワークの分断・途絶

脆弱性評価

<p>地域特性</p>	<p>本町の地域交通は、鉄道交通に乏しく、最寄り駅はJR常磐線の荒川沖駅、土浦駅であり、路線バス、タクシー、私有車等が地域交通の主体である。</p> <p>このため、大規模自然災害に対する備えは、道路、橋梁等の陸路の強靱化が重要であり、また被災した場合、迅速な迂回路等の設定、復旧ができる体制の整備、被災した地域交通の輸送力等を確保することが必要である。</p>
-------------	---

体制等	<p>【5-2 地域交通ネットワーク】</p> <p>1 道路・橋梁等の強靱化 本町は、高速道路、国道、県道、町道等の道路網が比較的発達していることから、道路被害により寸断された場合等、迂回路の設定等により輸送路の確保は比較的容易であると思われるが、道路幅員が狭い道路も多いことから、更なる整備が必要である。 橋梁については、大規模な橋梁はなく小中規模の橋梁が諸所に点在しているが、老朽化した橋梁も多数あることから、落橋等により地域交通ネットワークが分断、途絶する可能性があり、老朽化した橋梁の強靱化、長寿命化が必要である。</p> <p>2 空家対策 空家は老朽化による家屋倒壊等、隣接住宅等に影響を及ぼすことが予想され、また倒壊により道路が閉塞され地域交通ネットワークへの影響が予想されることから、その対策を講じることが必要である。</p> <p>3 公共交通対策 (1) 迅速な応急復旧体制の整備 道路、橋梁等が被災し地域交通ネットワークが分断、途絶した場合、迅速に迂回路等を設定し、迅速に応急復旧ができるよう協定締結団体である阿見町建設業組合等との連携の強化に努める等、体制を整備することが重要である。</p> <p>(2) 地域交通のための輸送力の確保 バス会社等が被災した場合に備え、地域交通の輸送力を確保する必要がある。このため、バス会社、レンタカー業者等との協定締結を検討し、早急に協定を締結する必要がある。</p>
リスク回避のための施策方針	
	<p>【5-2 地域交通ネットワーク】</p> <p>1 道路・橋梁等の強靱化 町域の道路の維持補修、新設改良、橋梁の修繕等を実施して強靱化を図る他、都市計画道路の整備を進め広域的な道路ネットワークを確立し、強靱な地域交通ネットワークを整備する。</p> <p>2 空家対策 町内の空家に係る情報収集し、情報を累積するとともに、老朽化した空家は適時点検する等の措置を講じ、家屋倒壊等の未然防止を図る。</p> <p>3 公共交通対策 道路、橋梁等が被災し地域交通ネットワークが分断、途絶した場合、迅速に迂回路等を設定し、迅速に応急復旧ができるよう協定締結団体等との連携の強化等を図り体制を整備するとともに、バス会社等との協定締結により、地域交通を確保する。</p>

リスクシナリオ 5-3 情報通信の麻痺・長期停止	
脆弱性評価	
地域特性	<p>1 通信インフラ 本町の通信インフラは、よく整備されており、ケーブルテレビ等も展開している。しかしながら、停電、通信インフラ設備等の被災により情報通信の麻痺、長期停止等が発生する恐れがある。</p> <p>2 電波伝搬等 本町は、概ね平坦な地形であるため、電波伝搬状況は比較的良好であり電波伝搬に係る脆弱性はない。しかしながら、電力供給の停滞、通信機器の破損、通信回路の輻輳(ふくそう)に対しては強くはないと推測する。</p> <p>(1) 町内に91基の防災行政無線を設置しているが、南部の一部の地域に地形の起伏、雑木林等の影響により情報伝達が困難な地域が存在しており、防災行政無線の増設等の対策を講じることが必要である。</p>
体制等	<p>【5-3 通信インフラの麻痺】 大規模自然災害により、電力供給の停止、設備の被災等による通信インフラの麻痺を回避するため、平素から協定締結団体、複数の情報伝達手段の確保、報道機関の活用ができる体制の整備が必要である。 このため、平素から通信インフラの麻痺・長期停止を想定し、それを回避するため対策、通信インフラが麻痺・長期停止した時の応急対策等を検討し、準備する必要がある。</p>
リスク回避のための施策方針	
	<p>【5-3 通信インフラの麻痺】</p> <p>1 通信インフラ業者等に対する強靱化の要望 電力会社、ケーブルテレビ業者等に対し、設備等の強靱化等の要望等行うことに留意する。</p> <p>2 情報伝達体制の整備 現有の各種情報伝達手段を適切に維持・運用するとともに、情報伝達を確実にするため防災行政無線の増設・換装、ソーシャルメディアによる情報伝達手段の増加等を検討、実施して不備事項の是正を図り、より精度が高い情報伝達体制を整備する。</p>

6.廃棄物処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

リスクシナリオ 6-1 廃棄物処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

脆弱性評価

<p>地域特性</p>	<p>1 廃棄物処理・処分施設 本町は霞クリーンセンター、さくらクリーンセンターにより、一般廃棄物の中間処理、最終処分を町の独力で行っている。また大規模自然災害発生時は大量の災害廃棄物の発生が予想されるため、平素から人口の増減動向、施設の老朽化、将来の最終処分場の選定等を鑑み、既存施設の長寿命化を進めながら、中間処理施設の広域化、最終処分場の受入れ地域の開拓等、中・長期的な視野で見据えるとともに、あらゆる事象を想定し将来を予測した措置を講じる必要がある。</p> <p>2 汚水処理施設 人口密集地域、集落地域、過疎地域等の町の人口分布の特性から公共下水道、農業集落排水、高度処理型浄化槽等により汚水処理を行っているが、公共下水道の普及率は横ばいであり、農業集落排水への接続率については増加傾向にあるものの約75%であり完全ではない。また公共下水道は、霞ヶ浦湖北流域下水道霞ヶ浦浄化センターに依存しており、同センターが被災した場合の影響を受ける恐れがある。</p>
<p>体制等</p>	<p>【6-1 災害廃棄物等の処理体制】</p> <p>1 災害廃棄物等の対策 既存の一般廃棄物の中間処理施設、最終処分施設本体の耐震性は保たれているが、自家発電能力がないことから停電に対し脆弱である。このため、各施設の長寿命化を進めながら自家発電機能の整備を推進し、強靱化を図る必要がある。 また平素から災害廃棄物等の仮置き場予定地を確保するとともに、応援協定の実効性の向上を図る等、総合的な措置を講じ、災害廃棄物処理の停滞等による復旧・復興への影響を未然防止することが重要である。</p> <p>2 汚水処理の対策 既存の汚水処理施設は、一部に応急的な自家発電機能があるものの、強靱性がなく停電に対し脆弱である。また戸別管路等の管路についても大規模震災に対し脆弱であると思われる。このため、自家発電機能の整備、管路の耐震化等を検討し、対策を講じることが可能な事項を着実に推進する必要がある。</p>
<p>リスク回避のための施策方針</p>	
	<p>【6-1 災害廃棄物等の処理体制】</p> <p>1 災害廃棄物等の対策 既存の一般廃棄物の中間処理施設、最終処分施設の長寿命化を図りつつ、自家発電機能の整備、付帯設備等の耐震化を追求するとともに、災害廃棄物等の仮置き場の確保応援協定の実効性の向上等により、災害廃棄物等の処理体制の強靱化を推進し、復旧・復興に及ぼす影響の局限を図る。</p> <p>2 下水道施設の整備 公共下水道事業を着実に整備しつつ、既存の汚水処理施設の自家発電機能の整備、個別管路等の耐震化等を推進し、被害発生の未然防止、被害発生時の迅速な復旧・復興が可能な措置を講じ、下水道の強靱化を図る。</p>

リスクシナリオ 6-2 人材不足に起因する復旧・復興の大幅な遅れ	
脆弱性評価	
地域特性	<p>大規模自然災害による被災後の復旧・復興には、各分野の専門知識、経験を具備した人材が必要であると予想されるとともに、本町のみでは人材不足が予想される。したがって、各種応援による人的の確保ができる体制を整備する必要がある。</p>
体制等	<p>【6-2 復旧・復興を担う人材確保】</p> <p>1 被災者生活再建支援のための人材育成等 被災者の生活再建支援業務は、短期間で迅速に実施しなければならない。このため、平素から人材の育成、災害対策本部組織の機能別訓練等を実施して練度の向上を図るとともに、また過去の大規模自然災害の教訓等から本町独力では困難であることが予想されるため、各種応援を受入れ、運用し得る総合的な受援体制を整備することが必要である。</p> <p>2 公共施設等の強靱化 各種応援が円滑に本町内に移動し、各施設等で活動し得るよう、各種公共施設が被災しない措置が必要である。このため、道路、橋梁、上下水道施設、各公共施設、避難所等の強靱化を図る必要がある。</p> <p>3 他地方公共団体の受援体制 「阿見町広域受援計画」等を新規に策定したが、策定後における「災害対策本部設置・運営訓練」等の教育訓練を行っていないとともに、他地方公共団体の受援に係る検討、訓練等は一度も実施していない状況であり、本町の災害対策本部の受援体制は脆弱である。したがって、協定締結団体等との連携の強化等と相まって、受援に係る検討、教育訓練等を早急に実施する必要がある。</p> <p>4 ボランティア受入体制(態勢) 応急対策活動の実施にあたり、ボランティアの人的・物的資源を確保し、支援を受けることが必要である。このため、平素から協定締結団体である社会福祉協議会等との連携の強化等を図るとともに、ボランティアの受入体制を整備することが必要である。</p>
リスク回避のための施策方針	
	<p>【6-2 復旧・復興を担う人材確保】</p> <p>1 被災者生活再建支援のための人材育成等 平素から人材の育成、災害対策本部組織の機能別訓練等を実施して練度の向上を図るとともに、各種応援を受入れ、運用し得る総合的な受援体制を整備する。</p> <p>2 公共施設等の強靱化 各種応援が円滑に本町内に移動し、各施設等で活動できるよう、各種公共施設が被災しない措置が必要である。このため、道路、橋梁、上下水道施設、各公共施設、避難所等の強靱化を図る必要がある。</p> <p>3 他地方公共団体の受援体制 他地方公共団体の応援受入について検討し、「災害対策本部設置・運営訓練」等において訓練するとともに、他地方公共団体との連携の強化等に努め、受援体制を整備する。</p> <p>4 ボランティアの受入体制 平素から協定締結団体である社会福祉協議会等との連携の強化等を図るとともに、ボランティアの受入体制を整備する。</p>

リスクシナリオ 6-3 情報通信の麻痺・長期停止

脆弱性評価

<p>地域特性</p>	<p>自主防犯パトロール隊の設置、青色防犯パトロールの実施、LED防犯灯の設置等により、本町の刑法犯件数は減少傾向にある。 しかしながら、大規模自然災害により被災した場合、過去の災害の教訓から地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等が予想され、これに起因し復旧・復興にも影響を及ぼす恐れもある。したがって、これらを未然防止するための対策を講じる必要がある。</p>
<p>体制等</p>	<p>【6-3-1 防災意識・地域防災力】 本町は、激甚災害の被災経験が無いこと等から判断し、町の防災意識は高くはなく、地域防災力も強くはないと推測する。 このため、一層の対策を講じ、町民の危機管理意識の高揚を図るとともに、地域コミュニティを強化し、地域の防災力を向上させることが必要である。</p> <p>【6-3-2 防犯体制】 大規模自然災害発生後は、過去の災害の教訓から犯罪等が発生し、治安の悪化が予想される。したがって、警察署、自主防犯パトロール隊、各行政区等、各避難所運営組織等と連携し、防犯対策を講じる必要がある。</p> <p>【6-3-3 災害弱者への支援体制】</p> <p>1 避難行動要支援者の現状 自力による避難が困難である要支援者に対し、「避難行動要支援者名簿」への登録を促し、実効性ある「避難行動要支援者個別支援計画」を作成するとともに、社会全体の共助体制の整備が必要である。</p> <p>2 要配慮者利用施設、家庭的保育事業所等の避難体制の整備 「要配慮者利用施設」及び「家庭的保育事業所」に対し実効性ある「避難確保計画」の策定を促すとともに、最悪の事態に備え要配慮者、乳幼児等の避難を受入れる体制(態勢)を整備することも重要である。今後新たな施設整備、施設改修等を行う場合等、避難受入等の強靱化を考慮し、中長期を見据えつつ各種事業を推進することが重要である。</p> <p>3 外国人等の災害弱者対策の現状 本町には約 1,000人の外国人が在住しており、増加傾向にある。このため、外国人に対する多言語化による防災情報の提供、防災訓練への参加の呼びかけ等、軽易な事項から着手するとともに、その対策が必要である。 また聴覚障害、知的障害等の弱者に対する対策等は、あまり整備できていない現状である。このため、障害者等個々の特性に応じた「個別支援計画」等の策定等を検討し、実行可能な支援体制の整備を進める必要がある。</p>
<p>リスク回避のための施策方針</p>	
	<p>【6-3-1 防災意識・地域防災力】</p> <p>1 防災意識の高揚 自主防災組織による防災訓練を積極的な支援を継続するとともに、避難所開設訓練、避難訓練等の防災訓練を通じた防災意識の高揚に留意するとともに、台風に伴う避難等の実災害経験を通じ、町民の防災意識の高揚を図る。 この際、各種広報との整合、併用に留意する。</p>

2 地域防災力の強化

(1) 地域コミュニティの活性化

平素から地域コミュニティの活性化に留意し、共助体制の構築することが重要である。このため、あらゆる組織、機能、行事等を活用し、町民個々の防災意識、地域への参画意識等を高揚させ、地域コミュニティの活性化を図る。

この際、地域コミュニティ活性化のための環境の醸成等に努める。

(2) 自主防災組織の防火力の向上

各行政区の自主防災組織の防災力を向上させるため、自主防災組織等が計画する防災訓練に対する積極的な支援、補助金の交付、「地区防災計画」策定支援事業、「防災アドバイザー」育成事業等の一層の充実を図るとともに、中・長期の視野に立ち、各事業等を粘り強く継続させ自主防災組織の防災力の向上を図る。

【6-3-2 防犯体制】

大規模自然災害発生後は、過去の災害の教訓から犯罪等が発生し、治安の悪化を予期し、警察署、自主防犯パトロール隊、各行政区等、各避難所運営組織等と連携し、防犯対策を講じ、犯罪等発生未然防止を図る。

【6-3-3 災害弱者への支援体制】

1 避難行動要支援者対策

避難行動要支援者に対し「避難行動要支援者名簿」への自発的な登録を促し、個人、家庭、地域等の特性に応じた「避難行動要支援者個別支援計画」を作成するとともに、各行政区、民生委員、社会福祉協議会等の関係機関による社会全体の共助体制を整備するとともに、連携等の強化を図る。

2 要配慮者利用施設、家庭的保育事業所の避難支援体制の整備

「要配慮者利用施設」及び「家庭的保育事業所」に対し実効性ある「避難確保計画」の策定を促すとともに、要配慮者、乳幼児等の避難の受入れを考慮した施設整備・改修等を実施して、避難支援体制を整備する。

3 外国人等の災害弱者対策

(1) 外国人への対応

外国人に対し、平素から多言語による防災に係る情報提供に留意するとともに、大規模自然災害の発生時においては、語学力を具備した町民の協力の確保に努めるとともに、社会福祉協議会等と連携し、通訳・翻訳ボランティア・翻訳ソフト・機器の整備を確保する。

(2) 障害者等への対応

聴覚障害、知的障害を持つ町民への対策について検討を推進するとともに、霞ヶ浦聾学校等の協定締結団体と連携する等により、大規模自然災害の発生時における障害者等への的確な対応を実施する。

リスクシナリオ 6-4 地域交通ネットワークの機能停止による復旧・復興の大幅な遅れ

脆弱性評価

<p>地域特性</p>	<p>本町の地域交通ネットワークは、鉄道交通に乏しく、最寄り駅はJR常磐線の荒川沖駅、土浦駅であり、路線バス、タクシー等が地域交通の主体である。 このため、大規模自然災害に対する備えは、道路、橋梁等の陸路の強靱化が重要であり、また被災した場合、迅速な迂回路等の設定、復旧ができる体制の整備、被災した地域交通の輸送力等の確保に努め、地域交通ネットワークの機能停止に起因する復旧・復興の遅延等を未然防止することが必要である。</p>
<p>体制等</p>	<p>【6-4 道路・橋梁・市街地の整備】</p> <p>1 道路・橋梁等の強靱化 本町は、高速道路、国道、県道、町道等の道路網が比較的発達していることから、道路被害により寸断された場合等、迂回路の設定等により地域交通ネットワークの確保は比較的容易であると思われるが、道路幅員が狭い道路も多いことから、更なる整備が必要である。 橋梁については、大規模な橋梁はなく小中規模の橋梁が諸所に点在しているが、老朽化した橋梁も多数あることから、落橋等により地域交通ネットワークの機能が停止する可能性があり、老朽化した橋梁の強靱化、長寿命化が必要である。</p> <p>2 空家対策 空家は老朽化による家屋倒壊等、隣接住宅等に影響を及ぼすことが予想され、また倒壊により道路が閉塞され地域交通ネットワークへの影響が予想されることから、その対策を検討し講じることが必要である。</p> <p>3 市街地整備 荒川本郷市街地の整備が更に進展するとともに、阿見よしわら市街地の整備も着実に進んでいる状況であり、局地的な人口集中、住宅密集等が予想されることから、強靱化と並行した市街地整備が必要である。</p>
<p>リスク回避のための施策方針</p>	
	<p>【6-4 道路・橋梁・市街地の整備】</p> <p>1 道路・橋梁等の強靱化 町域の道路の維持補修、新設改良、橋梁の修繕等を実施して強靱化を図る他、都市計画道路の整備を進め広域的な道路ネットワークを確立し、強靱な地域交通ネットワークを整備する。</p> <p>2 空家対策 町内の空家に係る情報収集し、情報を累積するとともに、老朽化した空家は適時点検する等の措置を講じ、家屋倒壊等の未然防止を図る。</p> <p>3 市街地整備 強靱化と並行した市街地整備の推進 本町の強靱化に留意しつつ、強靱化と並行した市街地整備に努め、災害に強い強靱な市街地の整備を推進する。</p>

V 施策分野の設定

基本計画、県地域計画を踏まえ、町総合計画と整合する8項目の「施策分野」を設定します。

※別添資料1「推進方針に基づく主要事業」

【本計画における「施策分野」】

施策分野		
1	個別 施策 分野	協働・人権 【ふれあいやあふれる協働のまちづくり】
2		子育て・福祉・健康・医療 【人に寄り添うまちづくり】
3		教育・文化・スポーツ 【心を育むまちづくり】
4		生活環境・環境保全・防災 【人と自然を守るまちづくり】
5		都市基盤 【快適でうるおいのあるまちづくり】
6		産業(農・商・工・観光) 【活力ある魅力的なまちづくり】
7		行財政 【未来につながるまちづくり】
8	横断的 分野	<ul style="list-style-type: none"> ●リスクコミュニケーション ●人材育成等

VI 計画の推進と進捗管理

1. 施策の重点化の設定

強靱化を効果的かつ効率的に推進するため、町民の生命・身体・財産の保護を第一義とし最優先するとともに「基本計画」及び「県計画」との整合等を図りつつ、各施策の重点化要素を踏まえ、19項目の「リスクシナリオ」中 11 項目の「重点化項目」を設定する。

施策の重点化要素

重点化要素	概要
及ぼす影響の度合	当該施策を講じない場合、大規模自然災害発生時において「町民の生命・身体・財産」、「社会経済」等に及ぼす影響の度合い。
施策進捗促進の必要性	当該施策に係る指標(現状値または目標値)等に照らし、当該施策の進捗を促進させる必要性の有無
平素の活用の有効性	当該施策が大規模自然災害発生時のみならず、当該施策を平素から活用することにより地域の活性化、産業振興、平素からの問題解決等への有効性の有無
緊急性の度合	耐震性の促進、急傾斜地の補強等、当該施策の緊急性の度合い。
費用対効果	経費と有効性の比較・検討

重点化項目(重視するリスクシナリオ)

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)
1 あらゆる自然災害に対し、直接死の最大限防止	1-1 地震による家屋等倒壊による死傷者の多数発生
	1-3 大規模火災による死傷者の多数発生
	1-4 情報伝達の不備に起因する死傷者の発生
2 救助救急、医療活動、生活環境等の確保	2-1 食料、生活必需品、エネルギー供給等の長期供給停止
	2-2 救助救急、医療活動の長期停滞、停止
	2-4 被災地における感染症等の大量発生
	2-5 避難所運営の不備による生活環境悪化、災害関連死の発生
3 必要不可欠な行政機能の確保	3-1 職員、施設等の被災による行政機能の大幅な低下
	3-2 防災体制(態勢)の不備による行政の災害対応力の低下
5 ライフライン確保と早期復旧	5-1 ライフラインの長期機能停止
	5-2 地域交通ネットワークの分断・途絶

2.重要業績指標（KPI）の設定

本計画における進捗管理を行うため、重要業績指標（KPI）を設定します。

重要業績指標(KPI)	現状値(R5)	目標値(R10)
地区防災計画の策定率	46%	100%
事業者との協定締結数	56件	65件
消防団員の充足率	80%	100%
県外自治体との協定締結数	2件	3件
住宅等の耐震化率(阿見町耐震改修促進計画)	87%	R8までに95%
町内防災士の数	108人	140人



3. PDCAサイクル確行の徹底

「PDCA」サイクル確行の考え方、基本的手順は、下記のとおりです。

1. 「強靱化が目指す目標」を明確にし、主要なリスクを特定し分析する。
2. 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」及び「影響」を分析・評価し、目標に照らし脆弱性を特定する。
3. 脆弱性を評価・分析し、「脆弱性の克服のための課題」と「リスクに対する対応策・最良策」等を検討する。
4. 課題、問題点等に必要な政策等を見直すとともに、対応策、最良策等について、重点化、優先順位付け等を計画的に実施する。
5. 上記の結果を的確・適正に評価し、強靱化全体の取組みを見直し、改善といった「PDCAサイクル」を繰り返し確行することにより、強靱化を強力に推進する。

国土強靱化地域計画推進のためのPDCAサイクル

